

第2部 まちづくり『29の施策』

第2部では、総合計画の基本構想を実現するための具体的な取組み（施策）を掲げ、施策ごとに現状と課題を明らかにしながら、目標と目標値を設定し、目的を達成するための取組みの主な内容などを記述しています。

<目次>

施策1	<商工業・雇用>	地域経済を担う商工業の振興・・・・・・・・・・3
施策2	<農林業>	6次産業化・ブランド化で農林業を振興・・・・・・・・6
施策3	<漁業・海業>	「海業」とつくり育てる漁業の振興・・・・・・・・10
施策4	<観光>	滞在型観光・スポーツ観光の促進・・・・・・・・12
施策5	<自然環境>	次世代への美しい自然環境の継承・・・・・・・・15
施策6	<新エネルギー>	新エネルギーの開発と活用促進・・・・・・・・18
施策7	<廃棄物・循環型社会>	ごみの削減と再資源化の推進・・・・・・・・20
施策8	<健康>	生涯にわたる体とこころの健康づくり・・・・・・・・23
施策9	<医療・保険>	地域包括医療・ケア体制の充実・・・・・・・・26
施策10	<消防・救急・防災>	地域ぐるみによる消防・救急・防災体制の充実・・・・29
施策11	<防犯・交通安全>	防犯・交通安全対策の推進・・・・・・・・33
施策12	<土地利用>	快適な都市空間の形成・・・・・・・・36
施策13	<道路>	高速道路網と安全な生活道路網の整備促進・・・・38
施策14	<住宅>	安全でうるおいのある住環境の形成・・・・・・・・41
施策15	<公共交通>	ひとが行き交う公共交通の充実・・・・・・・・44
施策16	<上下水道>	きれいな水を循環させる上下水道の整備・・・・・・・・46
施策17	<情報>	最先端のICTタウン化・・・・・・・・48
施策18	<地域福祉>	支え合い、助け合う地域福祉の推進・・・・・・・・50
施策19	<障害者福祉>	地域で共に生きる障害者福祉の推進・・・・・・・・53
施策20	<高齢者福祉>	暮らしに生きがいのある健康長寿のまちづくり・・・・56
施策21	<市民協働・地域振興>	市民参画・協働によるまちづくり・・・・・・・・59
施策22	<人権>	人権を尊重するまちづくり・・・・・・・・62
施策23	<男女共同参画>	男女共同参画社会の構築・・・・・・・・65
施策24	<国際・広域連携>	国際交流・多文化共生と広域連携の促進・・・・・・・・67
施策25	<子育て支援>	子育て支援の総合的な推進・・・・・・・・70
施策26	<学校教育>	未来を拓く学校教育の充実・・・・・・・・73
施策27	<社会教育>	多様な学びを支援する社会教育の充実・・・・・・・・76
施策28	<芸術・文化>	芸術・文化を活かしたまちづくりの推進・・・・・・・・78
施策29	<行財政>	効率的・効果的な行財政運営・・・・・・・・80

<商工業・雇用>

施 策 1 地域経済を担う商工業の振興

施策の目的

地域雇用の維持・拡大と、人材の確保・育成を促進し、併せて市内商工業の振興を推進し、地域経済の発展を図ります。

現状と課題

【現状】

- ・ 商業においては、人口減少・高齢化による地域消費力の低下や購買力の流出により、年間商品販売額が減少しています。
(H16 年度 104,050,000 千円→H26 年度 67,633,000 千円：商業統計調査)
- ・ 工業においては、基幹産業である織物業が長期低迷の状況にあり、輸出関連産業を中心に機械金属業も厳しい状況が続いています。
- ・ 就業者総数は平成 13 年と平成 24 年の統計調査で比較すると、この間で 27.6%減少しています。

【課題】

- ・ 地産地消・地産来消を推進し地域内消費の拡大を図ることです。
- ・ 既存産業や事業所の規模を維持するとともに、産業間や事業者間の連携を図ることによって、地域経済を成長させることです。
- ・ 市内関係団体及び金融機関との連携した支援や各種補助制度により、新たな産業や事業を創出し、産業規模を拡大させることです。
- ・ 産業振興と人材確保・育成を通じて地域雇用の維持・開発を図ることです。

施策の目標

- ・商工業者に対して、経営安定や成長促進を支援するとともに豊富で特色のある地域資源の活用等により新たな事業所や創業を支援することで、雇用・就業機会の開発と人材育成・就労を促進します。
- ・後継人材の確保・育成を支援し、さらには産業間・事業所間の連携促進を図ります。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
工業製品等出荷額（工業統計調査基準）	億円	654.3（H24）	554.4（H25）	720
商業年間商品販売額 （商業統計 卸売業・小売業 計）	億円	676.3（H26）	676.3（H26）	686.3
年平均地元有効求人倍率	倍	0.98	1.24	1.00 以上

施策の主な内容

①市内企業等の経営安定と再生支援

- 経営基盤の維持・強化や経営改善・事業再生への取組みを支援し、企業の経営安定化と再生を図るとともに、基幹産業をはじめ各産業や商店街の維持・再生を図ります。

②市内企業の成長促進、新規創業と新産業の創出

- 経営革新、技術開発、販路開拓、情報発信など、企業の成長につながる積極的なチャレンジや、新たな事業分野への進出、新事業創出への取組みを支援し、企業の成長及び新規創業と新産業の創出を図ります。
- 新たなシルク産業の創造に向け大学と連携して研究を進めるとともに、2020年の丹後ちりめん創業300年に向けて、基幹産業の織物業や機械金属業等の技術開発力やブランド力のさらなる向上及び本市ものづくり産業の成長促進を図ります。

③企業立地の推進

- 市有財産の活用、支援の実施、立地活動等により、市内外からの企業立地を積極的に推進します。

④人材の確保・育成等と就労の促進

- 商工業の振興を通じて雇用・就業機会の開発を図るとともに、企業と人材のマッチングやU・Iターン促進等による人材の確保・後継者等の育成により就労の促進を図ります。

⑤地域資源の活用と産業間・事業所間の連携促進による産業基盤の拡大

- 農商工観連携等横断的な産業連携による新たな付加価値の創造事業、地域資源やICT技術等を活用した新事業やテレワークなどを支援し、産業基盤の拡大を図ります。

※市民主役と協働の視点

- 地域雇用を拡大し、地域産業を発展させるためには、事業者や市民が中高生の職場体験や学生のインターンシップ等、郷土の産業教育などを通して市内産業の実情や魅力を発信し、このまちの将来を担う子どもや若者に伝えることが必要です。
- 地域産業を発展させるためには、事業者が地域産業や社会を支える人材の育成に取り組むことが

{ 必要です。 }

.....

■関連する個別計画

- 京丹後市新経済戦略（平成 25 年 9 月）
- 第 2 次京丹後市観光振興計画（平成 25 年 6 月）

■関連する主な事業

- 商工会助成事業
- 京丹後ブランド推進事業
- 経営支援事業
- 商工施設管理運営事業
- 機械金属業振興事業
- 人材育成事業
- 職業能力向上支援事業
- 就労支援事業
- 企業立地推進業
- 繊維産業振興事業
- 商工業総合振興事業
- 市場開拓等地域産業活性化事業

<農林業>

施 策 2 6次産業化・ブランド化で農林業を振興

施策の目的

本市農林業の活性化を図るため、6次産業化や農産物のブランド化を推進し、美食観光および都市と農村の交流を進めます。また、優良農地の確保や有害鳥獣対策を推進し、農業生産基盤の安定化を図るとともに、担い手農業者の確保・育成と農地集積を推進します。

さらに、森林環境や景観の保全を図ります。

現状と課題

【現状】

<農業>

- ・農業者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の拡大や農業用施設の維持管理に支障をきたすようになってきています。<耕作放棄地面積H22：565ha ⇒ H27：641ha>
- ・農産物価格の低迷が続く中、農家数が減少し、出荷額に影響しています。
<農家数H22：3,692戸⇒H27：3,124戸>
- ・有害鳥獣による農作物被害は依然として高い水準にあり、深刻な問題です。
<被害額 H24：52,474千円⇒H27：49,700千円>
- ・地域の特性や資源を活かしながら、都市と農村の交流を推進しています。
- ・生物多様性を育む農業推進計画を策定し、減農薬・減化学肥料による特別栽培米の生産拡大に取り組むなど、環境に配慮した農業を推進しています。

<林業>

- ・木材価格の低迷など林業を取り巻く情勢が厳しいため、林業労働者や関連業種従事者の減少及び高齢化が進んでいます。<ヒノキ中丸太 H2年67,800円⇒H22年21,600円、スギ中丸太 H2年26,600円⇒H22年11,800円：林野庁HP、林業従事者の数 H2年10万人⇒H22年5.1万人⇒H27年4.8万人(速報値)：国勢調査資料>
- ・最重要松林指定地における松くい虫被害が発生し、海岸防風林の機能及び観光資源でもある景観が脅かされています。<被害木量 H22：72m³⇒H24：1,078m³⇒H27：24.7m³>
- ・森林の荒廃が進み、土砂流出防止機能、水源かん養機能などの公益的機能が低下しています。

【課題】

<農業>

- ・新規就農者等を確保・育成するとともに、個人営農から集落営農の組織化・法人化等への転換を進めることです。
- ・農産物の価格低迷に対応し、付加価値が高く市場競争力のある加工品の開発や農産物のブランド化を図ることです。

- ・鳥獣による被害額の低減や捕獲頭数を維持するために捕獲班員の確保を図ることです。
- ・有害鳥獣防護柵の設置について地域の協力体制の維持を図ることです。
- ・効率的な農作業を行うための農地集積の推進や、農業用水利施設の長寿命化、農業生産基盤の整備に取り組むことです。
- ・農業者の高齢化に加えて非農家が増えてきているため、地域共同による農地の資源管理や営農活動を支援することです。
- ・担い手の規模拡大を後押しするため、農地中間管理機構を活用した効率的な営農を推進することです。
- ・大学と連携した地域づくりや農家民泊の新体験メニューの開発など、体験型観光の商品開発を行い、都市農村交流の活性化を推進することです。
- ・化学肥料・農薬の使用を抑えた生物多様性を育む農業を支援することです。

<林業>

- ・林業従業者や木材関連業種従事者の確保及び定着を図るため、年間を通して計画的な作業ができる体制をつくることです。
- ・災害に強い森づくりを推進するため、集落をまき込んだ森林整備（集落林業）を促進することです。
- ・伐採木搬出のための林道及び作業道を整備することです。
- ・最重要松林指定地は防風防砂としての保安林機能、景勝地としての観光資源として重要であるため、継続的な松くい虫防除を実施することです。
- ・京都府内産木材の利用を推進するため、本来の用材利用・木質バイオマス利用、さらに異業種連携による加工利用を促進することです。

施策の目標

- ・農業者に対して、6次産業化・ブランド化による付加価値の高い農産物・加工品の創出やグリーンツーリズム・農業体験の取組みを支援し、所得の向上を図ります。
- ・林業者に対して、集落一体となった森林整備の促進、森林経営計画の策定を支援することにより、森林整備の効率化を進めます。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
新規就農者確保（青年就農給付金受給者）	経営体	15	31	70
担い手育成（認定農家・農業法人）	経営体	166	172	175
京力農場プラン作成集落数	集落	21	61	188
特別栽培米栽培面積	ha	462	475	600
市内農家漁家民宿の開業軒数	軒	14	19	50
林業労働者	人	42	33	40

めざす目標値

有害鳥獣による農作物被害額	千円	52,807	49,700	26,000
多面的機能支払交付金事業実施組織数	組織	115	119	120

施策の主な内容

①農業担い手の確保・育成・支援

- 地域農業を維持・発展させるため、U I J ターン者や女性、定年退職者などの高齢者を含めた担い手の確保を図り、その育成・支援に努めます。

②農業基盤の整備及び農地の保全・維持

- 認定農業者・認定新規就農者、法人等組織への農地集積を進め、農地を守るとともに団地化を推進します。
- 持続可能な地域農業を実現するため、再ほ場整備の要望地区事業化を支援し、優良な農地の保全・確保に努めます。
- 減農薬、減化学肥料の推進や冬期湛水など「生物多様性を育む農業」の推進による自然環境の保全に努めます。
- 多面的機能支払交付金事業に取り組み、農業の多面的機能を発揮するために、組織への支援強化に努めます。
- ため池等農業用施設の長寿命化対策及び安全対策に努めます。

③6次産業化・ブランド化支援

- 6次産業化や農商工観連携の推進により、加工品の開発を進めるとともに、直接取引による販売ルート開拓の支援に努めます。
- 減農薬、減化学肥料栽培の推進に努め、安心・安全で付加価値の高い農産物の産地化を進めます。
- 特A評価を何度も獲得している「丹後産コシヒカリ」や京野菜等特産品の生産の向上に努めます。

④有害鳥獣対策の推進

- 有害鳥獣捕獲班員の確保対策を継続し、捕獲体制の強化維持に努めます。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した防護柵の設置に努めます。
- ニホンザルの個体数調整捕獲を推進し、被害対策の強化に努めます。

⑤都市と農村との交流

- 農家等の所得向上を図るため、農家民宿等の開業支援を行い、定期的に首都圏の旅行業者、学校等に市内の農家民宿プラン（修学旅行・田舎暮らし体験等）を紹介し誘客を図ります。
- 農業振興と地域活性化を推進するため、滞在型市民農園「蒲井シーサイドクラインガルテン」を活用し、都市住民との交流を図ります。

⑥林業基盤の整備

- 集落と一体となった森林整備の促進、森林経営計画の策定により、森林整備の効率化に努めます。
- 林道・作業道の整備・改修に努めます。
- 松くい虫の防除に継続して努めます。

⑦林業担い手の確保

- 若い林業労働者の確保及び定着を図るため、新規雇用に対する支援や就労環境の改善に対する支援に努めます。

⑧農林産物の生産

- 競争力のある良質なお茶を安定的に生産できる支援に努めます。
- 森林整備を進めるとともに、森林資源の循環利用促進に努めます。
- 未利用材の搬出を促進し、生産支援に努めます。

※市民主役と協働の視点

- 6次産業化・ブランド化を進めるためには、市内で生産された農産物の良さを認識し消費に努めるとともに、食材の素晴らしさを市内外に情報発信することが必要です。
- 豊かで災害に強い森林を育てるためには、集落が一体となって森林整備の効率化活動に参加・協力することが求められています。

■関連する個別計画

- 京丹後市農業農村振興ビジョン（平成20年3月）
- 京丹後農業振興地域整備計画（平成24年3月）
- 京丹後市生物多様性を育む農業推進計画（平成23年6月）
- 京丹後市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（平成24年12月）
- 京丹後市森林整備計画（平成23年4月）
- 京丹後市鳥獣被害防止計画（平成26年3月）
- 京丹後市緊急捕獲等計画（平成25年4月）

■関連する主な事業

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ○都市農村交流推進事業 | ○集落営農発展型農場づくり事業 |
| ○農村6次産業推進事業 | ○農産物流通対策事業 |
| ○新規就農者総合支援事業（青年就農給付金事業） | ○丹後農業経営実践型学舎推進事業 |
| ○再生可能エネルギー事業 | ○有害鳥獣捕獲事業 |
| ○日本型直接支払制度事業 | ○農業競争力強化基盤整備事業 |
| ○農業基盤整備促進事業 | ○農村地域防災減災事業 |
| ○京の輝き・こだわり京都米づくり応援事業 | ○京野菜生産加速化事業 |

目標.1 歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち

<漁業・海業>

施策 3

「海業」とつくり育てる漁業の振興

施策の目的

つくり育てる漁業を推進し、漁業振興及び漁村地域の活性化を図ります。

現状と課題

【現状】

- ・ 漁獲量の減少、魚価の低迷により販売収入が減少しています。(漁獲量H21年 2,252 トン→H26年 1,937 トン、漁獲高H21年 982 百万円→H26年 882 百万円：水産事務所発行資料)
- ・ 漁協組合員数が減少しており、「海の民学舎」研修生の就業支援を実施しています。(正組合員数H21年 254 人→H26年 231 人：漁協聞取り)
- ・ 獲る漁業からつくり育てる漁業への転換を進めるため、放流、中間育成などの栽培漁業や、水産資源を持続的に漁獲するための資源管理を行っています。
- ・ 内水面(河川)漁業については、あゆ、うなぎ、あまご、ふな等の種苗を放流し、遊漁者へレクリエーションの場を提供し、親水活動に貢献しています。
- ・ 消費者の「魚離れ」が依然として進行しています。(国民一人一日当たり魚介類摂取量H16年 82.6 g→H21年 74.2 g：水産庁水産物の消費動向資料)

【課題】

- ・ 漁業就業者(漁協組合員)の高齢化と後継者不足による組合員の減少傾向に歯止めをかけ、海業活性化につなげる担い手を確保、育成することです。
- ・ 消費者の魚離れに対して魚食普及施策を講じて、水産物の消費拡大による漁家所得の向上を図ることです。
- ・ 久美浜湾におけるトリ貝の付加価値を高めることです。
- ・ 新鮮で安全な水産物の地産地消を進めるとともに、安定した供給ができる生産流通体制を構築することです。
- ・ 安全安心な水産物の提供を図り、水産物の付加価値を高めることです。

施策の目標

- ・漁業者に対して、経営基盤の安定化と担い手の確保を支援します。
- ・安全で多面的な利用が可能となる漁港やその周辺整備等により、豊かな海、海岸、漁港の魅力あふれる資源を活用した「美食観光」を推進し、漁村地域の活性化を図ります。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
漁協組合員数	人	240	233	240
新規就業者数	人	9	36	98
カニ販売額	百万円	201	207	221
カキ販売額	百万円	8	11.6	12
トリ貝養殖販売額	百万円	13	22.4	26
海業に係る販売額 （釣筏、遊漁船、イベント等）	百万円	16	29	42

施策の主な内容

①新鮮で安全な水産物の提供

- 消費者の魚離れに対し、魚食普及施策を推進します。
- トリ貝・カキの養殖被害を防止するため、京都府と連携しながら環境調査等を支援します。
- 自然と調和した内水面漁業を推進します。

②安心して漁業を営むための漁港整備

- 安全で多面的に貢献できる漁港整備を促進します。

※市民役と協働の視点

- 豊かな海から獲れる魚介類の付加価値を高めるためには、市民がその美味しさを認識し、市外在住者や市内の子どもたちに対して、食材の素晴らしさを自信を持って伝えることが必要です。

■関連する個別計画

- 海業推進事業計画（平成27年3月）
- 第2次京丹後市観光振興計画（平成25年6月）

■関連する主な事業

- 漁業振興支援事業
- 海業推進事業
- 漁港整備事業
- 内水面漁業振興支援事業

<観光>

施策 4 **滞在型観光・スポーツ観光の促進**

施策の目的

地域の資源や魅力を磨き、年間を通じた交流人口の増加と滞在促進による本市経済の持続的な発展を図ります。

現状と課題

【現状】

- ・本市の観光形態は、夏季の海水浴、冬季のカニを軸とした「二季型観光」となっています。
- ・豊富な食をはじめ、ユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークの自然景観、温泉、歴史・文化などの観光資源に恵まれるなど、観光エリアは市全域に広がっています。
- ・観光客は京阪神地方からの来訪が多く、日帰りまたは一泊の短期滞在が中心となっています。
<観光入込客数：2,193,385人、日帰り客：1,811,719人、日帰り比率：約83%（H27年）>
- ・高速道路網の整備や「海の京都」の取組効果などにより、観光入込客数は増加していますが、宿泊客数や外国人宿泊客数の伸びは低い状況にあります。
<観光入込客数 H25年：1,758,624人→H27年：2,193,385人>
<宿泊客数 H25年：345,162人→H27年：381,666人>
<外国人宿泊客数 H25年：1,303人→H27年：2,129人>
- ・本市及び市観光協会が参画する海の京都DMOが設立され、海の京都観光圏における広域連携、民間会社によるマーケティングやプロモーションに取り組んでいます。
- ・自然豊かな観光資源を活かしたスポーツイベント（丹後100kmウルトラマラソン、丹後半島ラリー、TANTANロングライド、サンセットビーチラン、ドラゴンカヌー大会、丹後大学駅伝など）の開催により、本市の魅力を発信し、参加者の増加及びリピーターの確保を図っています。
<スポーツイベント参加者数 H25年：12,000人→H27年：12,686人>
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国との交流を進めるホストタウンの取組みを始めています。

【課題】

- ・豊富で質の高い食の魅力に磨きをかけ、戦略的に観光へ活用することです。
- ・ジオパークなどの豊かな自然環境や地域資源、四季折々の魅力を積極的に活用・展開することです。
- ・魅力的な体験プログラムやツアーをすることによって滞在時間や宿泊客数を拡大し、地域経済効果を高める滞在型観光を促進することです。
- ・広域連携による一体的なプロモーションなど、効果的に観光情報を発信することです。

- ・国内旅行者数が減少する中、大幅に増加している訪日外国人旅行者を積極的に誘客するとともに、受入れ態勢を整えることです。
- ・海の京都DMOや豊岡DMOなどと緊密な連携を図りながら、市内での観光推進体制及び取組を強化することです。
- ・「スポーツ観光」という考え方を市民や地域に広めるとともに、地域ぐるみで本市の自然豊かな地域特性を活かしたスポーツ観光施策を展開することです。

施策の目標

- ・観光客に対して、豊富な食をはじめ、ユネスコ世界ジオパークなどの貴重な自然、悠久の歴史・文化、温泉等の魅力を効果的に発信することにより、四季を通じた交流人口や宿泊客数の増加を図ります。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
観光入込客数（年）	万人	176（H25）	219（H27）	（220）調整中
宿泊客数（年）	万人	35（H25）	38（H27）	55
外国人宿泊客数（年）	人	1,303（H25）	2,129（H27）	8,300
スポーツイベント参加者数（年）	人	12,000（H25）	12,686（H27）	18,600

施策の主な内容

①食の魅力を活かした「美食観光」の推進

- 豊富で質の高い食の魅力を磨き、観光での活用を推進します。
- 「美食のまち」の戦略的な発信により、誘客を促進します。

②地域資源や四季折々の魅力を活かした滞在型観光の促進

- ユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークの保護・保全と活用に努めます。
- 自然や文化等の地域資源を最大限に活かした四季折々の体験型観光を提供します。
- 「海の京都観光圏」の認定を踏まえ、区域内の関係者と連携し魅力ある観光地づくりを進めます。

③外国人旅行者等の誘致と受け入れ態勢の充実

- 観光需要の高まるアジア圏、欧州等をターゲットに外国人旅行者の積極的誘致に取り組めます。
- 海の京都DMOや豊岡DMOなど広域連携によるインバウンドの取組を強化します。
- 教育旅行、外国人旅行者等の受け入れ態勢整備や、事業者等の受け入れ機運の醸成に努めます。

④スポーツ観光の推進

- スポーツイベントや2020年東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン等の取組を通じて他地域の人々との交流を呼び起こし、異なる国々や地域間の相互理解を深め、年中にぎわう地域の活性化に取り組めます。
- 地域の自然豊かな地域特性を活かした魅力あるスポーツイベントの誘致・支援を行い、交流人口の増加を推進します。
- スポーツイベントの運営を支える体制の構築に取り組めます。

⑤観光情報の効果的な発信

- 海の京都DMOや豊岡DMOなど、広域連携による効果的なプロモーション、情報発信に努めます。
- 観光客のニーズを把握し、テーマ・ターゲットを絞り込んだ効果的な情報発信に努めます。
- 交通アクセスの向上や特色ある観光資源、施設、イベントなどの積極的な情報発信に努めます。

⑥観光推進体制の整備

- 海の京都DMOにおける京都府及び関係市町との広域的な連携と取組みの強化に努めます。
- 海の京都DMOと市観光協会（海の京都DMO京丹後地域本部）相互の役割と取組みの方向性を確立し、市観光協会を中心としたプラットフォームによる、観光推進体制の強化を図ります。
- 観光事業者、観光関係団体等が相互に連携して、観光の振興に関する取組みが進められるよう総合調整や支援を行います。

※市民主役と協働の視点

- 地域の資源を磨き、観光誘客につなげるためには、市民や事業者が、市外在住者に対して、豊かな自然や食材に自信をもって発信することが必要です。
- 市内事業者や市民は、おもてなしの心をもって観光客に接することが求められています。

■関連する個別計画

- 第2次京丹后市観光振興計画（平成25年6月）
- 京丹后市新経済戦略（平成25年9月）
- 京丹后市スポーツ推進計画（平成26年3月）

■関連する主な事業

- | | |
|------------------|------------------|
| ○観光協会等支援事業 | ○観光宣伝事業 |
| ○インバウンド推進事業 | ○ほんもの体験観光のまち推進事業 |
| ○美食観光のまち推進事業 | ○観光の魅力づくり推進事業 |
| ○地域活性化支援事業 | ○海の京都推進事業 |
| ○ジオパーク推進事業 | ○スポーツのまちづくり推進事業 |
| ○日本一の砂浜海岸づくり推進事業 | |

<自然環境>

施策 **5** 次世代への美しい自然環境の継承

施策の目的

美しい砂浜に代表される本市の美しい自然環境の保全に努めるとともに地球温暖化対策を推進します。

現状と課題

【現状】

- ・京都府自然環境保全地域指定の丹後上世屋内山ブナ林、天然記念物及び名勝琴引浜や山陰海岸ジオパーク等保全及び保護すべき豊かな自然環境が存在している一方で、森林や里山の荒廃、海岸線での漂着ごみが後を絶ちません。
- ・近代以降の人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガス濃度が急激に増加し、地球温暖化が進行しています。地球温暖化に伴う異常高温や大雨・干ばつの増加など、さまざまな気候変化による影響が心配されています。

※IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次報告書(2014年)では、1880年から2012年の132年間に地球の平均気温は、約0.85℃上昇したと公表されました。これは、地球が今までに経験したことのないスピードであり、日本でも約1℃平均気温が上昇しています。

【課題】

- ・市民、事業者や観光客等が一体となって、自立的で自発的、かつ持続可能な環境保全対策や地球温暖化対策に取り組むための意識改革を進めることです。
- ・森林整備につながる木材利用の促進や環境保全型農業の普及推進など、自然環境に配慮した活動の支援を進めることです。
- ・持続的な海岸漂着物の回収・処理等対策を実施することです。
- ・温室効果ガスの排出抑制によるさらなる緩和策の推進と適応策を展開することです。

施策の目標

- ・先人より受け継がれてきた本市の美しい自然環境及び公益機能を未来へ継承するため、自然環境保全のための多様な取組みを推進します。
- ・地球温暖化対策に取り組む、持続可能な低炭素社会の創造に努めます。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
環境保全推進のための指定区域数	箇所	5（H26）	5（H28）	7
環境対策推進リーダー認定（登録）数	人	0（H26）	0（H28）	10
環境配慮型実践優良事業所認定（登録）数	事業所	0（H26）	0（H28）	10

施策の主な内容

①自然環境保全、地球温暖化対策についての情報発信、意識啓発

- 水をつなぐクリーン大作戦等の実施をはじめ、地域や団体による日常的な環境美化・保全の取り組みを支援します。
- 幼少期からの環境教育・環境学習をより一層推進し、環境保全団体及び地域で活躍する環境保全人材の育成・支援を行います。
- 地球温暖化対策の取り組みを推進するとともに、関連情報を積極的に発信し、情報の共有を図ります。

②温室効果ガス削減施策の実施

- 地球環境のための「クールチョイス（賢い選択）」を推奨するとともに、市民・事業者への普及・啓発を行います。
- 再生可能エネルギー導入促進、省エネルギー設備・機器の導入、ごみの発生抑制や分別リサイクルの推進など、温室効果ガスの排出抑制に向けた具体的な施策を実施します。

③水環境・自然環境の保全

- 自然環境保全の総合的取り組みにより、河川・湖沼や海の水環境改善に努めます。
- 森林整備事業などにより、適正な森林管理を行い、里山の保全に努めます。
- 行政、市民、地域団体等の協働により持続的な海岸漂着物対策を行うとともに、国の支援が恒久的な施策となるよう要望します。また、海岸漂着物の発生抑止のため、流域ごみの発生抑制や不法投棄防止に取り組めます。

④環境と産業との連携

- 生物多様性を育む環境保全型農業を推進します。
- バイオマス由来製品やリサイクル製品の製造など、環境にやさしい産業の育成を支援します。

※市民役と協働の視点

- 次世代へ美しい自然環境を引き継ぐためには、市民や事業者が豊かな自然環境を保全する意識をもつことが必要です。

■関連する個別計画

- 京丹後市環境基本計画（平成22年2月）
- 第二次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月）
- 京丹後市生物多様性を育む農業推進計画（平成23年6月）
- 京丹後市農村環境計画（平成19年3月）
- 京丹後市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第2期計画（平成26年11月）

■関連する主な事業

- 自然環境保全活動事業
- 海岸漂着物回収処理事業

- 地球温暖化防止対策推進事業

<新エネルギー>

施 策 6 新エネルギーの開発と活用促進

施策の目的

本市の豊かな自然環境を活用した再生可能エネルギーの活用を進め、環境と経済が両立した社会の実現を図ります。

現状と課題

【現状】27年度末の状況（推計値含む）

種別	施設数	出力規模	実績
バイオガス発電	1 施設	400kW	発電量 728,360kWh
太陽光発電	700 施設	15,000kW	発電量 14,777,000kWh
木質燃料ボイラー	3 施設	1,460kW	木質チップ [※] 使用量 723 トン
水力発電	1 施設	—	発電量 4,200,000kWh

【課題】

- ・再生可能エネルギー推進のため、自立的・持続的な成長を地域自らが実現することです。
- ・地域で自主開発した電源を円滑かつ適切に利用することが可能となる体制を構築することです。
- ・再生可能エネルギー由来電力の利用推進及び熱や電力を一体活用するハイブリッド利用の普及を図ることです。
- ・新エネルギーの有効活用と需要側の開拓を通じた、安全・安心なまちづくりに貢献するエネルギー利用方法の実現を図ることです。
- ・地域新電力事業における先進他地域事例の諸課題の把握及び分析を行うことです。
- ・EV（電気自動車）の普及促進とプラットフォーム（基盤）整備を図ることです。

施策の目標

省エネルギーや効率的なエネルギー利用の推進とあわせ、スマートコミュニティ（※）の形成をめざします。

さらに、地域社会・地域経済の未来を開拓するため、次の時代を担うエネルギー利活用の可能性を研究・検討します。

※スマートコミュニティ：エネルギーや電気を賢く創り、蓄え、使うことを前提に、地域単位で統合的に管理する社会

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
再生可能エネルギー（市内消費電力占有率）	%	4.8	5.2	15.0
公共施設・公共交通での新エネルギー活用	物件	9	18	19
バイオマス利用 （食品残さ系バイオガス、木質バイオマス等）	施設	2	4	6

施策の主な内容

①再生可能エネルギー事業の実践

○地域の活性化・地域分散型エネルギーの源として、再生可能エネルギーの導入を促進します。

②運輸、公共交通分野における新エネルギー活用

○運輸交通部門におけるCO2排出抑制に向け、公共交通分野への導入を促進します。

③地域振興・公共事業・公共施設、各分野における新エネルギーの横断的利活用

○衣・食・住、各産業、公共事業における活用、公共施設での利用を進めます。

④実践・学びの機会確保

○持続可能性開発を通じた省エネルギーへの動機づけや意識啓発を進めます。

⑤スマートコミュニティの構築

○環境と経済が両立した将来世代の理想的な地域モデルとなるよう、スマートコミュニティの構築をめざします。

※市民主役と協働の視点

○次代に豊かな自然環境を引き継ぐためには、市民や事業者は、新エネルギー普及・導入への理解を深めることが必要です。

■関連する個別計画

○京丹後市環境基本計画（平成22年2月）

■関連する主な事業

○再生可能エネルギー推進事業

○地域バイオマス利活用推進事業

○利活用推進プラットフォーム事業

<廃棄物・循環型社会>

施 策 7 ごみの削減と再資源化の推進

施策の目的

ごみの分別、減量や再資源化の推進に努め、できる限りごみの最終処分量を減らすとともに、適正で安定したごみ処理体制を確立します。

現状と課題

【現状】

- ・ごみの総排出量、市民一人あたりの排出量ともに人口減少に伴い減少傾向にあります。

<ごみ排出量の推移>

	H25	H26	H27
人口	58,881 人	58,156 人	57,287 人
総排出量	27,894 t	26,115 t	25,042 t
1人1日あたり	1,297.9 g	1,230.3 g	1,197.6 g

- ・ごみとして排出されるものの中にも、雑がみ、生ごみ、硬質プラスチック、金属類、古着等、未だ再資源化可能なものがあります。
- ・峰山クリーンセンターの稼働期間延長を踏まえ、施設の処理能力回復が必要です。
- ・市内4か所の最終処分場は埋立てが進行しています。

<最終処分場の埋立進捗状況>

※H28.10 現在	峰山最終処分場	大宮最終処分場	網野最終処分場	久美浜最終処分場
既埋立率	70%	71%	81%	57%
残余年数	6~7年	14~15年	3~4年	8~9年
埋立完了予想	34~35年度	42~43年度	31~32年度	36~37年度

- ・市内3か所のし尿処理施設は、老朽化が進行しています。
- ・不法投棄や不法焼却といったごみの不適正処理が後を絶ちません。

<「不法投棄回収及び不法焼却件数の推移」>

	H25	H26	H27
不法投棄回収件数	56 件	20 件	48 件
回収タイヤ数	189 本	213 本	244 本
野焼き（市民課対応）	5 件	5 件	5 件

【課題】

- ・再資源化が可能な未分別ごみの分別排出・処理の体制構築することです。
- ・ごみの発生抑制及び分別排出の徹底など、再資源化に向けた意識を啓発することです。
- ・現在は焼却し埋め立て処分しているし尿汚泥等の資源化を検討することです。
- ・水洗化率の普及に伴い、し尿処理施設の運営方法を見直すことです。
- ・既存のごみ処理施設の長寿命化、延命化に向けた取組み及び新施設整備に向けた検討を行うことです。
- ・不法投棄などの不適切処理の防止に向けた取組みを行うことです。

施策の目標

- ・市民に対して、市民一人ひとりがごみの「排出者責任」を自覚しながら、4 R (※) に取り組める環境づくりを進めるとともに、ごみ処理施設の適正かつ効率的な整備・運用を図ります。

※4 R：リフューズー購入拒否、リデュースー発生抑制、リユースー再使用、リサイクルー再生利用

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時 (H26)	現状値 (H28)	目標値 (H36)
一般廃棄物焼却量 (年) ※し尿・浄化槽汚泥を除く	t	18,808 (H25)	17,602	13,477
ごみの再資源化率	%	16.9 (H25)	16.5	27.6

施策の主な内容

①ごみの最終処分量削減と資源化の推進

- 雑がみの分別排出を推進します。
- 廃プラスチック、金属類のコスト面などで最適な分別処理方法を検討します。
- ごみ焼却灰の再資源化の研究を進めます。

②ごみ処理体制等の充実

- 既存のごみ処理施設の長寿命化と次期施設の整備計画の検討を進めます。
- 不法投棄、不法焼却の防止対策に努めます。
- し尿処理施設の運営方法の見直しを検討します。

③循環型社会環境の整備

- ごみの排出抑制と資源化の取組みに関する意識啓発を推進します。
- 廃食用油回収及び資源化の取組みを支援します。
- 循環型社会の構築に向けた環境学習の機会を充実します。
- し尿汚泥等の未利用資源の有効活用を検討します。

④循環型産業の育成

- 木材、米ぬか等のバイオマス为原料としたバイオプラスチック製品など環境配慮製品を扱う事業者の取組みを支援します。

※市民役と協働の視点

- ごみの排出量削減のためには、市民と事業者が4Rを実践することが必要です。
- ごみの再資源化のためには、市民と事業者がごみの分別に協力することが必要です。

■関連する個別計画

- 第二次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月）
- 京丹後市水洗化計画（平成22年3月）
- 京丹後市環境基本計画（平成22年2月）

■関連する主な事業

- | | |
|---------------|-------------------|
| ○不法投棄対策事業 | ○峰山クリーンセンター管理運営事業 |
| ○各最終処分場管理運営事業 | ○各衛生センター管理運営事業 |
| ○古紙リサイクル推進事業 | ○小型家電リサイクル推進事業 |

<健康>

施策 8

生涯にわたる体とこころの健康づくり

施策の目的

市民が生涯にわたり、体もこころも健康で元気な生活を送れるよう「健康長寿のまち」をめざした取組みを推進します。

現状と課題

【現状】

- ・本市の介護保険認定者数から算出した健康寿命（暫定版）は、男78.5歳（府79.3歳）、女84.5歳（府84.2歳）です。
- ・平均寿命と健康寿命の差が示す要介護期間は、男1.4年（府1.7年）、女3.1年（府3.8年）であり、男女ともに府平均より短くなっています。
- ・3大生活習慣病である「がん・心疾患・脳血管疾患」の死亡が多い状況です。
（がん27.3%、心疾患18.0%、脳血管疾患9.3%、3疾患合計54.6%：H22～26 京都府保健福祉統計）
- ・がん検診受診率は、経年的にはほぼ横ばいですが、京都府下では高い受診率を維持しています。
（平成26年度地域保健・健康増進事業報告）
- ・健康診査では、高脂血症、高血圧、高血糖についての有所見が多い状況です。
（血圧の有所見率54.0%、血糖の有所見率62.4%、脂質の有所見率72.7%：H27 総合検診）
- ・自動車が移動の手段になることが多く、1日の歩数は少ない現状があります。
現状：男5,809歩 女4,842歩（H27年度市民アンケート）
国：男7,194歩 女6,227歩（H27国民健康・栄養調査）
- ・平成26年3月に「京丹後市自殺のないまちづくり行動計画」を策定し、京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会を中心に自殺予防対策を推進しています。自殺者数は、減少傾向が続いています。
（H25年14人 H26年13人 H27年11人）
- ・平成26年3月に「京丹後市食育推進基本方針」を策定し、関係機関・団体と連携して総合的な食育の推進に取り組んでいます。

【課題】

- ・市民や地域の健康づくり意識の向上に努めるとともに、市民が主体となった体とこころの健康づくりを推進するリーダーの育成や活動を支援することです。
- ・生活習慣病や寝たきり、認知症等を予防するため、一次予防（※）の充実に努めることです。
※一次予防とは病気になりやすい危険因子を減らし、病気にならないよう予防すること。
- ・自殺者ゼロに向け、こころの健康づくりを一層推進することです。
- ・ウォーキングに取り組む人を増やすことです。
- ・がん検診の受診率を向上させることです。

施策の目標

- ・市民に対して、健康づくり意識の向上と一次予防の充実に努めるとともに、市民一人ひとりが望ましい生活習慣の実践と健康づくり活動に取り組むことにより、健康寿命の延伸を図り、生涯現役で活躍できるまちをめざします。
- ・社会全体で支えるこころの健康づくりを推進し、自殺者ゼロをめざします。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
肥満者の割合	%	17.1（H23）	14.8（H27）	14
一日の歩数（男性）	歩	5,759（H23）	5,809（H27）	9,000
一日の歩数（女性）	歩	5,781（H23）	4,842（H27）	8,500
女性特有のがん検診受診率（乳がん）	%	47.3（H25）	47.4（H27）	50
女性特有のがん検診受診率（子宮がん）	%	43.5（H25）	43.8（H27）	50
自殺者数	人	14（H25）	11（H27）	0

施策の主な内容

①健康づくり意識の向上

- 健康づくりを推進する機運の醸成に努めます。
- 各種健診、教室、相談等の機会を利用し、生活習慣病予防及び重症化予防に取り組みます。
- 体とこころの健康づくりを推進するリーダー等の育成と活動支援に努めます。
- 京都府や企業、医療、教育、国民健康保険等の分野と連携した健康づくり体制を構築します。
- 元気な高齢者を増やすため、介護予防体操の普及に努めます。

②保健事業の充実

- 市民一人ひとりが、主体的に生活習慣の改善や病気の早期発見・早期治療ができるよう、健康診査の受診を促進します。
- 市民それぞれの日常生活に合った健康づくりを実践できるよう、健康教室、健康相談等の場で保健指導及び栄養指導を行います。

③自殺予防対策の充実

- こころの健康を維持するための相談体制の充実や専門機関との連携を強化します。
- 自殺未遂者及び自死遺族の支援を進めます。

④食育の推進＜現状や課題に記述が無い＞

- 家庭、学校、地域、行政などが連携した食育に取り組みます。
- 京丹後の豊かな食材を活かした特色ある食育に取り組みます。

※市民役と協働の視点

- 「健康長寿のまち」にふさわしく、市民が生涯にわたり体もこころも健康で元気な生活を送るためには、市民は、自らの体とこころの健康管理を行い、健康な生活習慣を実践することが必要です。

.....

■関連する個別計画

- 京丹後市健康増進計画（平成 19 年 3 月）
- 京丹後市食育推進基本方針（平成 26 年 3 月）
- 京丹後市自殺のないまちづくり行動計画（平成 26 年 3 月）

■関連する主な事業

- | | |
|---------------|---------------|
| ○総合検診事業 | ○健康楽歩里ポイント事業 |
| ○健康相談・指導事業 | ○自殺予防対策事業 |
| ○健康づくり推進員活動事業 | ○予防接種事業 |
| ○食育推進事業 | ○地域介護予防活動支援事業 |

目標.3 健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち

<医療・保険>

施策9 地域包括医療・ケア体制の充実

施策の目的

市民が生涯にわたり、いつでも安心して必要な医療サービスや年金、保険制度を身近な地域で受けられる環境を整備します。

現状と課題

【現状】

- ・本市の医療機関は市立病院2施設、市直営診療所6施設、民間病院2施設、民間診療所15施設があり、歯科診療は市立病院2施設、民間病院の1施設と市立診療所1施設、民間診療所19施設があります。病床数は4病院と診療所を合わせ、843床となっています。
- ・市立病院に勤務する常勤医師数は、医師22人、歯科医師4人であり依然として深刻な状況にあります。また、看護師についても府北部全体で不足している状況にあります。
 - 人口10万人当たりの医療施設従事医師数（平成26年12月末）
丹後医療圏168.6人 京都府307.9人 全国233.6人
 - 人口10万人当たりの看護職従事者数（平成26年12月末）
丹後医療圏794.1人 京都府943.9人 全国855.2人
- ・1次医療を担う医院・診療所が市内人口に対して極めて少なく、4病院が2次医療に加えて1次医療も合わせて担っています。
- ・医学の進歩や生活習慣病による受診者の増加や高額な医薬品の保険適用などにより、国民健康保険や後期高齢者医療制度の医療費が年々増加しています。
 - 国民健康保険（保険給付費）：H24年度46億7,260万円、H25年度47億2,416万円、H26年度47億3,234万円、H27年度50億590万円
 - 後期高齢者医療制度（療養給付費負担金）：H24年度6億8,896万円、H25年度7億2,899万9千円、H26年度7億2,751万円、H27年度7億3,537万円
- ・国民健康保険では、人口減少に伴い被保険者数が減少し、所得の向上が厳しい状況のもとで、国民健康保険税収が減少しています。
 - 国民健康保険被保険者数：H24年度末18,518人、H25年度末18,010人、H26年度末17,408人、H27年度末16,740人
 - 国民健康保険税収：H24年度14億9,498万円、H25年度14億7,397万円、H26年度14億1,679万円、H27年度13億5,287万円

【課題】

- ・団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を迎えると、高齢者人口がさらに増加し、医療ニーズも増大、多様化することが見込まれるなか、医療確保奨学金制度などの取り組みにより医療従事者の体制を確保することです。
- ・京都府保健医療計画を踏まえ、高齢者人口のピークに向けて在宅医療をより一層充実することです。(地域包括ケアの推進/訪問診療、訪問看護等の医療提供の充実)
- ・安心して医療が受けられるよう、国民健康保険、後期高齢者医療制度の安定的な運営が求められています。
- ・国民健康保険税の収納率を向上させることです。

施策の目標

- ・市民に対して、必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくために、医療従事者の体制確保や在宅医療の整備に努め、住み慣れた地域で乳幼児から高齢者までいつでも安心して医療サービスが受けられる環境の実現をめざします。
- ・市民に対し、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度等の共助のしくみが安定して運営できるよう、啓発や医療費の適正化等の取組みを進めます。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時 (H26)	現状値 (H28)	目標値 (H36)
医療確保奨学金貸付件数	件	6	4 (H28.10月末)	6
看護師等修学資金貸付件数	件	6	21 (H28.10月末)	24
訪問看護利用者(年間延べ人数)	人	10,695 (H25)	12,269 (H27)	12,500
国民健康保険税の収納率	%	95.3 (H25)	95.6 (H27)	98.0
後期高齢者医療の収納率	%	99.3 (H25)	99.7 (H27)	99.7

施策の主な内容

①地域医療体制の充実

- 民間の医療機関、福祉施設等の関係機関との連携を図りながら、地域包括医療・ケアの充実に努めます。
- 地域医療を支える病院や診療所等の医療機関と連携を図り、市内の各地域において安心して医療が受けられる体制の充実や支援に努めます。

②市立病院及び直営診療所の効率的な運営

- 市立病院や直営診療所の持続可能な経営確保のため、効率的な運営の推進を図ります。

③医療従事者の確保

- 医学生への奨学金の貸与など、医師や看護師等の体制確保に積極的に取り組むとともに、国や京都

府へ医療従事者の適正配置に向けた働きかけを行います。

④各種社会保障制度等の周知と安定的な運営

- 国民健康保険や国民年金、福祉医療、後期高齢者医療といった社会保障制度等の周知に努めるとともに、相談者に対する適切な対応に努めます。
- 国民健康保険について、収納率の向上や国・京都府等の補助金の確実な確保に努めるとともに、保健事業の取組み強化などによる医療費増加の抑制を図ります。

※市民主役と協働の視点

○安心の「地域包括医療・ケアシステム」を推進するためには、市民が身近な診療所にかかりつけ医をもつとともに、医療機関の適正受診を心掛けることが求められています。

■関連する個別計画

- 第5期京丹後市高齢者保健福祉計画（平成24年3月）
- 京丹後市国民健康保険特定健康診査等実施第二期計画（平成25年3月）
- 京丹後市国民健康保険データヘルス計画（平成28年3月）

■関連する主な事業

- 休日応急診療事業
- 公的病院等運営事業費補助金
- 看護師等修学資金貸与事業
- 福祉医療事業
- 地域医療体制整備補助金
- 医療確保奨学金貸与事業
- 特定健康診査事業

<消防・救急・防災>

施策10 地域ぐるみによる消防・救急・防災体制の充実

施策の目的

市民が安心して暮らすことができるよう、災害に強いまちづくりを推進するとともに、地域における消防・救急・防災体制の充実を図ります。

現状と課題

【現状】

- 救急講習の受講者は全体では増加していますが、講習時間の長い救命講習（上級・普通）の受講者は少ない状況です。

<救命・救急講習受講者数>

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
全受講者数	2,398 人	2,877 人	3,568 人
上級救命講習	65 人	67 人	62 人
普通救命講習	382 人	495 人	447 人
一般救急講習	1,951 人	2,315 人	3,059 人

- 「救マーク認定」事業所の認定継続の条件に、定期的な普通救命講習の受講を義務付けていることから、認定継続を断念する事業所も発生しています。
- ドクターヘリの救急出動件数が年々増加しています。

<ドクターヘリ救急出動件数>

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
出動件数	103 件	122 件	144 件

- すべての救急隊を常時救急救命士が乗車している救急隊とする必要があります。
(救急救命士搭乗率：93% (平成 27 年中))
- 全国的に、台風や局地的豪雨による災害が増加しており、当市においても浸水被害が予測される河川の早期改修が必要です。
- 自主防災組織の結成を、市全域に拡大する必要があります。
(組織率⇒156/225 行政区 69.3% (H28.12 月))
- 市に入札参加資格申請書を提出している建設業者数は、H16 年度 166 社から H28 年度 116 社に約 3 割減少しています。

【課題】

- ・普通救命講習及び上級救命講習の受講機会の拡大を図り、受講者を増やし、実際に応急手当ができる人の養成を行うことです。あわせて「救マーク認定」事業所の認定継続を断念する事業所を減らすことです。
- ・ドクターヘリが年間を通じて安全・確実に運用できるよう場外離着陸場の整備を図ることです。
- ・土砂災害危険箇所は、京都府が策定した優先度評価を活用した中長期整備計画に基づき、計画的に整備することです。
- ・豪雨時における想定浸水区域を、事前に市民に周知するとともに、内水はん濫による浸水対策を実施することです。
- ・越流等により浸水被害をもたらしている河川を、早急に改修することです。
- ・除雪、災害時の対応には、建設業者等防災関係機関との連携が不可欠です。

施策の目標

- ・市民に対して、防火・防災意識の高揚を図ります。
- ・市民の安全・安心を推進するため、自主防災組織の充実・活性化により、地域の防災体制の強化を図ります。
- ・消防署・消防団の消防車両、消防資機材等の整備を計画的に進めるとともに、合同訓練や研修会を行い、連携強化を図ります。
- ・あらゆる災害が発生しても全市民が生き抜くために、自助、共助、公助による、災害に強い、安全・安心なまちづくりをめざします。
- ・豪雨、高潮等による浸水被害や土砂災害等の発生予防対策を進めます。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
自主防災組織を構成する行政区数	行政区	133	153（H28.4月）	225
災害時応援協定締結団体（他自治体を含む）	団体	66	70（H28.4月）	80
自主防災組織等との訓練実施率	%	81.3	81.8（H27.9月）	100
「救マーク認定」事業所数	事業所	94	92（H28.4月）	100
上級、普通救命講習、一般救急講習実施回数（年）	回	102	122（H27.4.1～H28.3.31）	110
網野・浅茂川地区 203.6ha の浸水対策達成率	%	63.3	63.3（H28.4月）	100
峰山地区 118.5ha の浸水対策達成率	%	71.6	71.6（H28.4月）	100

施策の主な内容

①消防力・自主防災力の充実強化

- 多様化する消防・救急需要に対応できる消防施設・消防車両・消防資機材等の配備を進めます。
- 防災行政無線や消防救急無線、高機能消防指令システムを活用し、迅速、的確な消防情報を確実に伝達するための体制強化を図ります。
- 消防団や自主防災組織等、地域における組織の充実を図ります。また、女性消防団員の活動を促進

するとともに、支援消防団員を導入し、団員確保に努めます。

○建設業等の民間企業や行政機関との間で、災害時応援協定を締結し、消防力の充実強化を図ります。

②救急・救助業務体制の充実

○高度な消防・救急・救助業務を遂行するため、研修・訓練を充実します。

○救急救命士の資格を有する救急隊員の養成に努めます。

○ドクターヘリ場外離着陸場の整備を図ります。

○訓練用資機材の充実を図り、講習時間短縮につなげるなど、効果的な応急手当の普及啓発に努めます。

③防災・減災体制の充実

○市民の防災意識の高揚を図るため、広報紙、パンフレット、ハザードマップ（※）等による啓発活動を推進するとともに、防災訓練等を実施します。

※自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

○自治区とも協働し、避難場所、避難所の確保に努めるとともに、防災備蓄品の充実整備を図ります。

○地震等災害時における迅速な体制整備・災害復旧と要援護者対策を推進します。

○あらゆる災害に備え、「防災」、「減災」のインフラ整備を進めます。

○土砂災害危険箇所のパトロールを実施し、早期に災害防止事業が実施できるよう京都府及び地元と調整します。

○浸水被害が生じている河川の早期改修を推進するとともに、内水処理施設整備を実施します。

○河川水位等の防災情報を迅速に発信します。

○海岸浸食、高潮被害を防止する護岸整備や海岸保全を実施します。

○震災時の避難・生活方法として自動車、テントの利用が増えている状況から公園等の駐車場などを避難所とすることを検討します。

④国民保護対策の推進

○武力攻撃事態などを想定した国民保護の啓発及び対策を推進するため、国や京都府との連携を図りながら体制整備に取り組みます。

○TPY-2レーダー（Xバンドレーダー）施設の配備に関しては、関係機関の連絡体制を整え、市民の安心・安全の確保に努めます。

※市民主役と協働の視点

○市民が安心して暮らすためには、市民が消防団や自主防災組織等、地域の防災体制向上への取組みに積極的に参加することが必要です。

○災害に強いまちをつくるためには、市民や事業者が、日常から緊急時の備蓄や避難所の確認などに努め、防災意識を向上させることが必要です。

○市民の救命率向上のためには、市民が救急講習などへ積極的に参加することが必要です。

■関連する個別計画

○京丹後市地域防災計画（平成18年2月）

○京丹後市原子力災害住民避難計画（平成25年4月）

- 京丹後市国民保護計画（平成 19 年 2 月）
- 集団救急事故業務計画（平成 7 年 4 月）
- 新型インフルエンザ対策業務継続計画（平成 22 年 1 月）

■関連する主な事業

- | | |
|--------------|-------------|
| ○自主防災組織育成事業 | ○救急救命士養成事業 |
| ○災害対策事業 | ○予防・警防等事業 |
| ○消防防災施設等整備事業 | ○救急活動事業 |
| ○消防団活動運営事業 | ○通信指令事業 |
| ○防火水槽整備事業 | ○消防庁舎維持管理事業 |
| ○消火栓整備事業 | ○消防施設等整備事業 |
| ○急傾斜地崩壊対策事業 | ○砂防事業 |
| ○内水処理対策事業 | ○河川等整備事業 |
| ○海岸・港湾浸食対策事業 | |

<防犯・交通安全>

施策11 防犯・交通安全対策の推進

施策の目的

市民が安心して生活できる環境づくりをめざし、犯罪の未然防止に向けた取組みを推進するとともに、地域における防犯力の強化に努めます。

また、「人優先」の交通安全思想を基本とし、交通事故による「死者数を限りなくゼロ」に近づけ、市民を交通事故の脅威から守ります。

現状と課題

【現状】

- ・防犯ボランティア等の活動により、市内における発生している刑法犯認知件数（H27：201件、H26：265件、前年比：24.2%減）は年々減少傾向にあります。
- ・全国において特殊詐欺（振り込め詐欺等）の被害認知件数（H27：13,824件、H26：14,256件、前年比：3.2%増）は多発しており、1件あたりの被害額（H27：377.5万円、H26：300.5万円、前年比16.9%減）は依然として高水準で推移しています。
- ・市内においても、特殊詐欺の被害は毎年数件発生しており、予兆電話もかかっているため、被害防止のため毎月15日を「京丹後市・防犯の日」と定め、年金支給日には、金融機関等で防犯等啓発活動を行っています。
- ・市内において交通事故件数（H27：127件、H26：133件、前年比：4.5%減）は減少傾向にありますが、高齢者が関係する交通事故（H27：48件、H26：54件、前年比：11.1%減）が約4割を占めています。
- ・高齢者等の運転免許自主返納者（H27：79人、H26：93人、前年比：15%減）は増加傾向にあります。

【課題】

- ・社会全体の規範意識、地域の犯罪抑止力を向上させることです。
- ・情報化の進展に伴う新たな犯罪への対策を行うことです。
- ・相談対応の継続実施と地域での高齢者の見守りや啓発活動により、悪質商法等の被害を減らすことです。
- ・夜間における犯罪の防止と通行の安全を確保することです。
- ・刑法犯認知件数の多くは、自転車盗難（無施錠）や器物損壊（車上狙い含む）であり、自ら対策を講じることによって被害を未然に防ぐことです。
- ・事故の原因は、脇見運転や車間距離を十分に取らないことから発生しているため、市民へのさらなる注意喚起を図ることです。
- ・高齢者を対象とした交通安全教室を実施しても、参加者が少ないことです。

施策の目標

- ・市民に対して、犯罪を未然に防ぐための広報や啓発活動に努めるとともに、相談対応の継続実施や各種関係団体との連携を推進します。
- ・高齢者や子ども等の交通弱者に対して思いやりのある行動をとり、交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を実現します。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
刑法犯認知件数	件	288（H25）	201（H27）	200以下
交通事故死者数	人	4（H26）	5（H27）	0
交通事故発生件数	件	167（H25）	127（H27）	前年以下
高齢者が関与する交通事故率	%	38.3（H25）	37.8（H27）	30.0以下

施策の主な内容

①防犯意識の高揚と防犯活動の推進

- 京丹後市笑顔あふれる安全・安心まちづくり推進委員会において、各種防犯活動を実施します。
- 全国地域安全運動期間を中心に、関係機関・団体と連携し、啓発活動の充実を図ります。
- 消費生活センターの運営により、相談対応と消費者知識の普及啓発を図ります。
- 府民協働防犯ステーション、青色パトロール、子ども見守り活動などを推進します。
- 夜間における安全を確保するため、防犯灯設置の増加を図ります。

②交通安全意識の高揚と交通環境の整備・充実

- 京丹後市笑顔あふれる安全・安心まちづくり推進委員会において、各種交通安全活動を実施します。
- 全国交通安全運動期間を中心に、関係機関・団体と連携し、啓発活動の充実を図ります。
- 市民一人ひとりの交通安全意識を高めるため、交通安全教育を推進します。
- 関係機関と連携を図り、人優先の道路交通環境整備の強化を図ります。
- 高齢者等が関係する交通事故を減少させるため、運転免許証を自主返納した方への支援を推進します。

※市民主役と協働の視点

- 防災・交通安全強化のためには、地域住民が連帯感を高め、地域住民の目が行き届いた地域コミュニティの形成が必要です。

■関連する個別計画

- 第3次京丹後市交通安全計画（平成23年12月）

■関連する主な事業

- 交通安全啓発活動
- 防犯啓発活動
- 消費生活推進事業

- 高齢者等運転免許自主返納事業
- LED防犯灯設置事業

<土地利用>

施策 **12** **快適な都市空間の形成**

施策の目的

若者の定住、交流人口の増加を促進するため、職住近接の利便性の高い都市環境を築くとともに、人とみどりの共生する自然環境を実現します。

現状と課題

【現状】

- ・「第2次京丹後市総合計画」の都市機能構想を推進するため京丹後市都市計画マスタープランを策定しました。(平成28年7月)。
- ・市民の憩いやスポーツ活動の場として、都市公園を3か所整備しています。
- ・都市計画道路(※)の整備率は28%です。
※都市計画道路：都市基盤施設として都市計画法に基いて指定した道路。
- ・山陰海岸ジオパークに代表される風向明媚な自然環境があります。

【課題】

- ・京丹後市都市計画マスタープランに基づき、土地利用計画と都市基盤整備を推進することです。
- ・市民の憩いやスポーツ活動の場として、さらに都市公園の整備を推進することです。
- ・道路需要の現状や未整備要因を踏まえ、路線の廃止など都市計画道路を早期に見直すことです。
- ・山陰海岸ジオパークに代表される豊かな自然資源や歴史的・文化的な資源など良好な景観の保全や形成を促進し、地域の魅力が伝わる地域づくりに取り組むことです。

施策の目標

- ・市民に対して、快適で利便性の高い都市空間を提供するため、農地、森林、海辺などの自然環境と都市機能とが調和した土地利用の調整を図るほか、スポーツ振興及び防災に資する都市公園を整備するとともに、魅力的な都市景観の形成を図ります。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
幹線街路（※）の整備率（計画延長 43.5 km）	%	37.2	42.8	54.3
都市公園の供用面積	ha	22.4	22.4	29.0

※幹線街路：都市の骨格を形成する主要な道路として位置づけるもの

施策の主な内容

①計画的な土地利用の推進

- 「京丹後市都市計画マスタープラン」に基づき、計画的かつ合理的な土地利用と、効果的な都市施設の整備を推進します。

②都市機能を高める整備の推進

- 広域幹線道路や鉄道などの整備効果を活かし、道路ネットワークの強化や公共交通の利便性の向上を図ります。
- 公園・憩いの場等の整備により生活環境の向上を図ります。
- 事業化の目途が立たない路線の廃止や変更など、都市計画道路の見直しを進めます。
- 国道 312 号と国道 482 号沿いにおいて商業・交流機能を向上させるとともに、既存駅と周辺市街地における観光・交流機能の向上を図ります。

③魅力的な景観の保全・形成

- ユネスコ世界ジオパークに代表される海や山、長い年月をかけ形成されたまちなみなど魅力ある景観の保全・形成を図ります。

※市民主役と協働の視点

- 若者の定住、交流人口の増加を促進するためには、市民や土地の所有者などの関係者が合意形成を図り、市民、事業者と市の協働によるまちづくりを進めることにより、公園・緑地等の整備につなげ、生活環境を向上させることが必要です。

■関連する個別計画

- 京丹後市都市計画マスタープラン（平成 28 年 7 月）

■関連する主な事業

- 都市公園管理運営事業
- 都市下水路維持整備事業
- 街路整備事業

<道路>

施策 13 **高速道路網と安全な生活道路網の整備促進**

施策の目的

高速道路網の整備を促進し、大都市圏や周辺地域と交流連携によるにぎわいと活力あるまちづくりを推進します。また、救急医療、災害時の避難、緊急輸送、う回路機能が確保された安全な生活道路網を整備します。

現状と課題

【現状】

- ・山陰近畿自動車道は、日本海側で唯一の高規格幹線道路網の空白地帯（ミッシングリンク）になっています。
- ・京縦貫自動車道の全線開通（平成 27 年 7 月 18 日）により観光客が大幅に増え、11 年ぶりに 200 万人を超えました。
- ・山陰近畿自動車道・京丹後大宮 I C が開通（平成 28 年 10 月 30 日）し、ようやく、京丹後市が全国の高速度道路ネットワークとつながりました。
- ・市内の国・府道は、重要な幹線、基幹道路となっていますが、幅員が狭いうえカーブが多く車両の通行に支障が生じています。
- ・道路及び橋梁の老朽化が進行し、安全・安心への影響及び将来的な財政負担が懸念されています。
- ・全国で通学時の子どもが事故に巻き込まれることが後を絶たず、通学路整備が喫緊の課題となっています。
- ・除雪受託業者の減少やオペレーターの高齢化等により除雪体制の確保が困難になってきています。

【課題】

- ・山陰近畿自動車道は、日本海側国土軸としてミッシングリンクを解消するため、国による全線早期事業化を引き続き要望していくことです。
- ・災害等に備え、円滑な避難の確保、他都市からの迅速なバックアップ体制を整えるため、広域幹線道路を早期に整備することです。
- ・（仮称）大宮峰山 I C（インターチェンジ）アクセス道路のルートを決定し、早期に整備することです。
- ・通学路の安全確保と市民生活の利便性を高めるため、生活幹線道路を整備することです。
- ・市道、橋梁等の老朽化を点検し、計画的な修繕により安全を確保するとともに長寿命化を図ることです。
- ・冬季の安全・安心な道路交通を確保するため、持続可能な除雪体制を確保することです。

施策の目標

- ・国に対して、山陰近畿自動車道の早期整備を要望し、広域観光交流圏の形成や地域産業活動の発展をめざすとともに、京都府との連携を図り、国・府道の整備を推進します。
- ・市民に対して、安全な生活道路を確保するため、市道、橋梁の総点検を実施し、計画的な修繕による長寿命化を推進します。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
京丹後市峰山町から京都市までの自動車による所要時間	分	160	130	125
橋梁の点検（平成26年制定点検要領による点検）	%	0	25	100

施策の主な内容

①高規格自動車道の整備推進

- 大宮峰山道路の早期完成のため、地籍調査を先行実施し、用地確保の円滑化を図ります。
- （仮称）網野ICまでの区間の早期事業化及び（仮称）網野ICから豊岡市までの区間の早期のルート決定を要望します。
- 本市の都市拠点エリアに設置される（仮称）大宮峰山IC周辺の土地利用計画等を考慮し、ICアクセス道路の都市計画決定を推進します。
- 高速道路の速度低下が発生しないよう、付加車線（本線車道以外の道路）の整備を要望します。

②国・府道の整備

- 国、府道整備は、用地確保等地域の合意形成を図り、早期事業化を促進します。

③市道の整備推進と除雪体制の確保

- 市道は、利用動向及び優先順位を見極めた上で修繕・改良計画を定め、市民の生活道路としての安全性と利便性を高めます。
- 市道の橋梁、舗装等は、国の新基準に基づき点検を行うとともに、緊急及び計画的な修繕を実施します。
- 通学路は、安全点検を実施し、早期整備を推進します。
- 積雪時における道路交通及び安全を確保するため、受託業者、地元区等による除雪体制を再構築し、京都府と連携して除雪を行います。

※市民主役と協働の視点

- 大都市圏や周辺地域との交流により、にぎわいあるまちづくりを進めるためには、山陰近畿自動車道などの早期実現に向けて、市民が道路整備に対する地元意向を取りまとめる必要があります。
- 安全な生活道路網を構築するためには、市民が通学路の安全点検を行うとともに、見守り隊などの活動に参加することが求められています。

■関連する個別計画

- 京丹後市橋梁長寿命化修繕計画（平成 27 年 3 月）

■関連する主な事業

- | | |
|----------------|-----------|
| ○広域高速道路網整備促進事業 | ○国・府道整備事業 |
| ○市道新設改良事業 | ○市道維持管理事業 |
| ○社会資本整備総合交付金事業 | ○除雪事業 |
| ○地籍調査事業 | |

<住宅>

施策 14 **安全でうるおいのある住環境の形成**

施策の目的

誰もが安心して住み続けられる安全でうるおいのある住環境の形成を図ります。

現状と課題

【現状】

- ・年少人口（0歳～14歳）が平成16年の9,589人から平成27年には6,723人と減少（少子化）し、老年人口（65歳以上）が平成16年に17,536人から平成27年には19,623人と増加（高齢化）しています。
- ・市営住宅への入居応募倍率が2.9倍（年平均：募集戸数11戸、申込32件）であり、そのうち子育て世帯の申込が62.5%を占めています。
- ・地震発生時に倒壊の可能性が高い旧耐震基準で建てられた木造住宅（耐震改修されたものを除く）が37.9%を占めています。
- ・空家が増加（平成20年：2,660戸→平成25年：3,030戸「住宅・土地統計調査」）するとともに転出者が転入者を上回っています（平成27年度：転出者1,533人、転入者1,138人「住民基本台帳」）。

【課題】

- ・子育て世帯の定着するまちや誰もが安心して暮せるまちにするためには、子育て世帯や高齢者・障害のある方に対応する住宅環境整備の取組みが必要なことです。
- ・子育て世代に、市営住宅への入居機会を拡大することです。
- ・近年、全国的に地域を問わず地震が発生するなか、災害に強いまちづくりには、住宅の耐震化促進が必要なことです。
- ・老朽化した空家が地域住民の生活環境を悪化させることから、空家の活用、危険な空家への措置などの総合的な取組みが必要なことです。

施策の目標

- ・子育て世帯や高齢者・障害者に対して、安全でうるおいのある住環境の実現を図るため、対応する住宅の整備を促進します。
- ・市営住宅の集約建替や改善を図り、適正な供給に努めるとともに、木造住宅の耐震化の促進、空家等対策に取り組みます。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
市営住宅の管理戸数	戸	375	373	300
最低居住面積水準（※）達成率（市営住宅）	%	46	46	90
木造住宅の耐震化率	%	60	62	75

※最低居住面積水準：健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準（国が定める基準）

3人家族の場合、住戸専用面積 40㎡が水準

施策の主な内容

①子育て世帯、高齢者等の快適な住環境の整備

- 福祉施策との連携を図り子育て世帯や高齢者・障害者に対応する住宅の整備を促進します。
- 老朽化し更新時期を超える市営住宅の建替や子育て世帯の入居機会の拡大に取り組みます。

②安全で質の高い住宅への更新

- 既存の住宅を、耐震化、省エネ化、バリアフリー化など、安全で質の高い住宅への更新を促進します。

③空家等の対策

- 空家等がもたらす問題の解消に向け、関係機関等と連携し増加の抑制、活用、措置等総合的に取り組みます。

④空家の活用による移住定住の促進

- 地域にある空家の情報把握に努め、空家等の活用による移住・定住を促進します。

※市民主役と協働の視点

- 安全でうるおいのある住環境を実現するためには、住む必要がなくなった住宅は、所有者が適正な管理・処分、利活用に努めるとともに、空家の情報を市に提供することが求められています。

■関連する個別計画

- 京丹後市公営住宅ストック総合活用計画（平成 23 年 3 月）
- 京丹後市公営住宅等長寿命化計画（平成 23 年 3 月）
- 京丹後市建築物耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月）
- 京丹後市空家等対策計画（平成 29 年 2 月（予定））

○京丹後市地域防災計画（平成 27 年 3 月）

■関連する主な事業

○市営住宅維持管理事業

○住宅・建築物耐震改修事業

○久借定住促進住宅維持管理事業

○移住促進・空家改修支援事業

○空家等対策事業

<公共交通>

施策 15 ひとが行き交う公共交通の充実

施策の目的

通院や通学、買い物、観光などの日常生活の目的が達成できるよう、公共交通の充実を図ります。

現状と課題

【現状】

- ・子どもや高齢者をはじめとした、自家用車を運転できない方にとって、公共施設や医療福祉施設の利用、買い物等のもとより、観光客などの移動手段としても、路線バスは欠かせない交通手段です。
- ・平成 18 年に運行を開始した「上限 200 円バス」は、市内で統一された運賃体系として利便性が向上し、年間輸送人員が取組み前の 2 倍を超え、運賃収入も増加しています。
- ・北近畿タンゴ鉄道は、抜本的な経営改善を行うため、インフラ管理と運営を分けた上下分離方式を導入し、平成 27 年度から「京都丹後鉄道」として民間会社による運行がスタートしました。
- ・丹後 2 市 2 町で高齢者片道上限 200 円レールと上限 200 円バスを展開しています。
- ・網野町と久美浜町で E V 乗合タクシーが、また丹後町で「ささえ合い交通」が運行されています。

【課題】

- ・高齢者等の運転免許証返納後の自家用車に代わる便利な移動手段としても、ますます公共交通網の充実を図ることで。
- ・バス停留所の増設要望等に対応することで。
- ・駅及び駅周辺の観光利用や日常利用によるにぎわい創出の取組みを拡げることで。
- ・鉄道事業者やバス事業者等が連携した、公共交通の利用促進を図ることで。
- ・ICT（情報通信技術）を活用した運行情報の発信など、公共交通の利便性の向上に引き続き取り組むことで。

施策の目標

- ・市民に対して、上限 200 円バス、高齢者片道上限 200 円レールのさらなる利用促進に取り組めます。
- ・観光客に対して、E V 乗合タクシー等の移動手段の利便性の向上を図ります。さらに、引き続き公共交通空白地（※）の解消に努めます。

（※）公共空白地の定義：バス停及び駅から半径 500m の範囲より外側にあり、E V 乗合タクシーの運行が行われていない地域

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
公共交通空白地の解消	人	5,000	2,000（H27.10）	100
デマンド電気タクシーの導入数	台	0	3（H27.10）	6

施策の主な内容

①公共交通の充実

- 上限200円バスやEV乗合タクシー、鉄道などの利用を促進するとともに、観光客の利用拡大を図ります。
- ICTを活用した利便性の高い公共交通のネットワーク化及び公共交通空白地の解消を図ります。
- シェアリングエコノミー（ささえ合い交通）の検証を行いながら、未来型の公共交通のあり方について研究等を進めます。

②鉄道の運行支援と魅力発信

- 車両の検査や鉄軌道設備等の老朽化対策等、安全に輸送するための基盤整備や車両リニューアルを支援します。
- 駅舎を活かし、待合環境の改善や周遊の起点となる施設への転換を図るなど、駅の機能強化を進めるとともに、駅のにぎわいづくりと沿線の魅力発信を行います。

③ローカル鉄道とローカルバスの国内外への魅力発信

- 観光型列車「丹後あおまつ号」「丹後あかまつ号」「丹後くろまつ号」、特急車両「丹後の海」や上限200円バスなど公共交通の魅力を積極的に発信し、利用者の拡大を図ります。

④将来を見据えた高速鉄道の整備実現

- 平成25年6月に設立した「山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議」の組織拡大や調査研究、国等への要望を行うなど、山陰新幹線の早期実現に向けた取組みを進めます。

※市民主役と協働の視点

- 少子高齢化への対応や日常生活の利便性向上、観光の誘客促進など、これからますます高まる需要に対応するためには、市民が公共交通に対する理解を深め、公共交通の充実につなげる必要があります。

■関連する個別計画

- 第2次京丹後市観光振興計画（平成25年6月）
- 第3次京丹後市交通安全計画（平成23年12月）（再掲）
- 京丹後都市計画区域マスタープラン（平成28年7月）
- 北近畿タンゴ鉄道沿線地域公共交通網形成計画（平成26年12月）
- 京丹後市地域再生計画

■関連する主な事業

- 地方バス路線運行維持対策事業
- 市営バス運行事業
- 京都丹後鉄道利用促進対策事業
- 駅舎等施設管理事業
- EV乗合タクシー運行支援事業

<上下水道>

施策 16 きれいな水を循環させる上下水道の整備

施策の目的

安全・安心な水道水を安定して供給します。また、下水道の計画的な整備により、公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を確保します。

現状と課題

【現状】

- ・水道事業では、人口減に伴う給水人口の減少や節水機器の普及により給水収益が減り続け、厳しい事業経営が続いています。
 - <給水人口> 56,452人（平成24年度末）⇒54,935人（平成26年度末）
 - <給水収益> 1,067,283千円（平成24年度末）⇒1,055,621千円（平成26年度末）
- ・平成25年度に、給水人口の減少に対応した持続可能な水道事業の構築をめざして、「京丹後市水道事業基本計画」の見直しを行いました。
- ・下水道事業では、施設の整備に多額の費用を要するとともに整備期間が長期化しており、整備率は集落排水で100%となっているものの、公共下水道は75.8%、浄化槽による個別処理は38.5%、市全体では74.3%となっています。
- ・地域経済の停滞による個人消費の落ち込みや高齢化が進むなか、下水道への接続が伸び悩んでおり、供用開始区域内の水洗化率は67.4%にとどまっています。
- ・上下水道施設の老朽化が目立ち始め、その改修に毎年多額の費用を支出しています。

【課題】

- ・将来にわたって安定的に事業を継続させるために、上下水道事業会計の収支改善を図ることで
- す。
- ・災害に対応できる上下水道施設の整備を図ることで
- す。
- ・安定給水を図るため、水道施設管理技術の継承を図ることで
- す。
- ・水洗化率向上のため、下水道への接続について、さらなる周知徹底を図ることで
- す。
- ・老朽化した上下水道施設について、施設の統廃合も含めた効率的な更新を図ることで
- す。

施策の目標

- ・市民に対して、安全・安心な水道水を安定供給できるよう、水道施設の整備と維持管理に努めます。
- ・市民に対して、下水道への接続を促進し、効率的で適切な汚水処理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
給水原価の高い小規模浄水場の休廃止（浄水施設数）	か所	62	61（H28.7）	49
老朽管の長さ（石綿管）	km	28	25（H28.7）	0
有収率	%	上水 78 簡水 84	上水 75（H28.7） 簡水 83（H28.7）	上水 83 簡水 87
下水道整備率（※）	%	70.9	74.3（H28.7）	90.4
下水道水洗化率（※）	%	65.9	67.4（H28.7）	71.4
久美浜湾のCOD濃度	Mg/ℓ	3.2（H24）	3.5（H27）	2.0以下
久美浜湾の全窒素濃度	Mg/ℓ	0.32（H24）	0.29（H27）	0.2以下

※有収率：給水する水量に対する料金として収入のあった水量の割合

※下水道整備率：下水道整備区域内人口に対する供用開始区域内人口の割合

※下水道水洗化率：下水道供用開始区域内人口に対する水洗化人口の割合

施策の主な内容

①水道水の安定供給

- 「京丹後市水道事業基本計画」に基づき、基幹施設として位置付けられた施設について、その更新に合わせて耐震化を図ります。
- 給水区域を見直すことにより、給水原価の高い小規模施設を休廃止し、給水原価の抑制を図ります。
- 給水収益の減少に対応するため、「京丹後市水道事業経営計画」に基づいた収支改善策を実施します。
- 安定給水を図るため、維持管理体制を強化します。

②下水道の整備推進

- 下水道の整備を推進し、早期完了をめざします。
- 施設の統合及び長寿命化対策に取り組めます。
- 整備区域における、下水道への接続を促進します。

※市民役と協働の視点

- 公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を確保するためには、市民が生活雑排水を公共用水域に流さないよう水洗化工事に協力することが求められています。

■関連する個別計画

- 京丹後市水道事業基本計画（平成26年3月）
- 京丹後市水洗化計画（平成22年3月）
- 第二次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月）
- 第2次京丹後市合理化事業計画（平成23年12月）

■関連する主な事業

- 簡易水道統合整備事業
- 公共下水道事業
- 浄化槽整備事業
- 水道整備事業
- 集落排水事業
- 水洗化推進支援事業

<情報>

施策 17 **最先端のICTタウン化**

施策の目的

情報通信基盤の整備と情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ、効果的な情報提供や市民サービスの充実に努めます。

現状と課題

【現状】

- ・ブロードバンドネットワーク整備事業での光ファイバ網の整備によって、光インターネットとケーブルテレビのサービスが市内全域で提供され、都市部との情報格差が解消できています。（平成28年3月末での加入率 光インターネット：40% ケーブルテレビ：51%）
- ・ケーブルテレビの11チャンネルでは、地域のイベントや祭り、学校行事、市政情報、市議会中継などを放送しています。
- ・京都府・市町村共同によるインターネットを通じた電子申請システムや公共施設予約システムを導入しています。
- ・乳幼児健診や予防接種のお知らせ、不審者情報などの配信にメールサービスを導入しています。

【課題】

- ・地域公共ネットワーク施設のブロードバンドネットワークとの統合整理を図ることで。
- ・電子申請について、住民サービス拡大につながるオンライン手続きの増加を図ることで。
- ・ケーブルテレビの11チャンネルの番組拡充、難視聴地域以外での加入促進を図ることで。
- ・外国人を含む観光客を積極的に受け入れるため、公衆無線LANの利用可能な箇所を増やすことです。

施策の目標

- ・市民誰もが、いつでも、どこでも情報通信技術の恩恵を享受でき、インターネットを通じて行政サービスを安心して利用できる環境を構築します。
- ・市民に対して、多様な媒体を通じて行政情報・地域情報を提供します。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
Wi-Fiスポット数	か所	20	20	40
行政手続等のオンライン化類型	類型	6	7	15
ケーブルテレビ加入率	%	50	51	67

施策の主な内容

①情報基盤整備の推進

○公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用可能な箇所を増やしていくなど、最新の情報通信環境の動向に応じた基盤整備を行います。

②情報通信技術を活用した行政サービスの充実

○24時間、365日いつでもインターネットを通じて行政サービスを受けることが可能な電子自治体としての業務を研究・導入します。

③行政情報・地域情報の提供充実

○ケーブルテレビ局や地元スタッフとの連携を取りつつ、制作体制を強化し、行政情報・地域情報番組の充実を図ります。

④情報基盤で各分野を結んだ総合的なネットワークの構築

○公共交通、観光、環境、エネルギー、健康、教育など、さまざまな分野の資源を情報基盤で結ぶことにより、インターネット及びケーブルテレビの利活用を促進し、最先端のICTタウン化を進めます。

※市民主役と協働の視点

○行政からの効果的な情報提供体制を構築するために、ケーブルテレビの11チャンネルの番組拡充に向け、市民が地域情報を提供し、難視聴地域以外での加入促進に協力することが求められています。

■関連する主な事業

- 行政情報システム運営事業
- 地域公共ネットワーク運営事業
- ブロードバンドネットワーク運営事業

目標.5 お互いに支え合い、助け合うまち

<地域福祉>

施策18 支え合い、助け合う地域福祉の推進

施策の目的

支え合い、助け合う地域社会づくりを実現するため、市民一人ひとりの地域に対する思いや福祉に対する意識を高めるとともに、地域活動、福祉活動への市民の積極的な参画と活動のネットワークを広げていきます。

現状と課題

【現状】

- ・ 団塊の世代が高齢化するとともに、未婚化、晩婚化により少子化が進んでいます。
(出生数：平成 15 年度 523 人、20 年度 453 人、25 年度 369 人、26 年度 378 人、27 年度 362 人)
- ・ 平成 27 年に京丹後市社会福祉協議会に婚活支援センター「出会いは京丹後」が設置されました。
- ・ 急速に高齢者人口が増加しており、独居高齢者や夫婦のみの高齢者世帯が増加しています。
高齢者人口：17,528 人（平成 16 年 4 月 1 日）→19,623 人（平成 28 年 4 月 1 日）
独居高齢者世帯：2,495 世帯（平成 16 年 4 月 1 日）→4,152 世帯（平成 28 年 4 月 1 日）
夫婦高齢者世帯：2,127 世帯（平成 16 年 4 月 1 日）→3,196 世帯（平成 28 年 4 月 1 日）
- ・ 核家族化や個人の価値観の多様化が進むなかで、地域コミュニティが希薄化していると言われています。
- ・ 認知症高齢者による徘徊などで介護家庭の負担が増大しています。
- ・ 生活保護率が 0.54%（平成 16 年）から 1.05%（平成 27 年）と倍増するなど長期的な景気の低迷と雇用環境の変化などにより生活困窮者が増加しています。
- ・ 高齢、障害、疾病、失業など複合的な課題を抱え、家族・地域・職場などを通じた人との関係が希薄化して社会的に孤立する人が増加しています。平成 18 年の国民生活選好度調査によると別居の家族との交流をしていない人が 10.4%、隣近所との交流がない人は 39.6%、職場・仕事関係では 41.5%、またそのいずれにおいても関係性が薄い人が 3.1%となっています。

【課題】

- ・結婚希望者に対して、婚活支援センターなどによる、相談体制や情報発信の充実を図ることです。
- ・支え合いの人づくりに団塊世代の活力を活かすことです。
- ・認知症高齢者の徘徊対応など、地域での見守りネットワークづくりを図ることです。
- ・地域の福祉力を高めるため、福祉ボランティアの育成、支援を図ることです。
- ・生活の安定化を図るため、雇用につながる支援の強化を図ることです。
- ・さまざまな分野の既存の社会資源との連携や不足する社会資源の創出に取り組むことです。

施策の目標

- ・高齢者や障害者、ひとり親家庭など、生活に困難を抱えた人に対して、住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるよう、福祉ボランティアの育成や活動支援をはじめ、地域福祉団体のネットワークづくりを進めます。
- ・結婚を希望される方に対して、地域全体で応援し、支え合い、助け合える地域社会の実現をめざします。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
地域を担う福祉ボランティアの人数	人	2,924	2,941	3,500
地域ふれあいサロン延べ参加人数	人	18,191	18,368	21,800
地域いきいきネットワーク活動事業実施地区数	地区	131	140	160

施策の主な内容

①福祉の大切さの啓発推進

○学校教育や社会教育等さまざまな場での福祉教育、地域の防災活動や地域福祉懇談会の場などを通じて、市民相互の支え合い、助け合う意識の醸成を図ります。

②地域福祉の担い手、ボランティアの育成・支援

○福祉ボランティア活動に興味をもつ人が気軽に参加できる機会をつくり、市民自身が支え合い、助け合う機運を醸成します。

○福祉ボランティア活動や団体、NPOへの活動支援や人材育成を推進します。

○市民のさまざまな生活課題を解決するため、民生委員・児童委員の活動と連携するとともに、その活動支援を推進します。

③生活困窮者への自立支援

○生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援体制の充実を推進します。

○生活保護制度の適正な運用を行うとともに、生活保護世帯の自立支援に努めます。

④支え合いの人の輪を広げる事業の推進

○社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティア、NPO等が連携し、地域で支え合い助け合う地域ケア体制づくりとその事業展開を支援します。

⑤晩婚化、未婚化の解消に向けた婚活支援

○結婚希望者を対象とした相談体制、情報発信を充実し、行政と地域全体で婚活を支援します。

※市民主役と協働の視点

○支え合い、助け合う地域社会をつくるためには、市民が福祉ボランティア活動などを通して地域のネットワークづくりに参加・協力することが求められています。

■関連する個別計画

○第2次京丹後市地域福祉計画（平成24年3月）

■関連する主な事業

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○くらしとしごと寄り添い支援事業 | ○災害時要配慮者支援事業 |
| ○社会福祉協議会活動助成事業 | ○民生委員・児童委員活動事業 |
| ○生活保護支給事業・運営管理事業 | ○地域少子化対策・婚活支援事業 |

目標.5 お互いに支え合い、助け合うまち

<障害者福祉>

施策 19 地域で共に生きる障害者福祉の推進

施策の目的

地域の一員として安心・快適な日常生活及び社会生活を営むことができる「共生社会」を実現します。

現状と課題

【現状】

- ・ 障害者手帳の交付件数は、平成 28 年 3 月末現在で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を合せて 4,527 件、所持者実人数は 4,395 人です（市人口 57,287 人の約 7.7%）。
- ・ 平成 25 年 4 月から、「障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され障害者の定義に難病等が加わり障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。
- ・ 障害のある人が地域で生活し、その自立を促すことを目的に各種サービスを実施しています。
- ・ 近年、ニーズが増加（支給量）し、サービスが多様化しています。
- ・ 児童のサービスにおいては、過去 3 年間で、児童発達支援 24.7%増、放課後等デイサービス 22%増、また過去 5 年間で短期入所 51.4%増、グループホーム 15.9%増、日中一時支援 16.9%増という状況です。
- ・ 障害者の雇用を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあります。

【課題】

- ・ 障害のある人や難病患者が地域で安心して暮らすことができるよう、日中活動の場や居住の場、医療的ケアを含めた短期入所の充実など、在宅を支える体制整備を図ることで。
- ・ 共生社会に向けて、障害者理解、特に発達障害や精神障害に対する理解への啓発活動を進め、社会的障壁（バリア）をなくす地域社会をめざすことです。
- ・ さらなる啓発を推進することです。
- ・ 就労支援及び就労後の職場定着支援を図ることです。

施策の目標

- ・ 障害者に対して、就労や障害福祉サービス等生活支援の充実を図り、いきいきと暮らせるまちをめざします。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
ショートステイサービス提供施設数	施設	8	12	15
ホームヘルプサービス提供事業者数	業者	9	9	12
グループホーム設置数	施設	6	7	10

施策の主な内容

① 広報・啓発事業の推進

○障害者理解への広報、啓発活動の充実及び交流活動の推進を図ります。

② 就労対策事業の推進

○障害者の就労と定着に向け、企業、関係事業所、ハローワーク等と連携を図り、障害者の雇用の場を拡大するなど、総合的な支援施策を推進します。

○事業所製品販売連絡協議会を中心に、事業所製品の販売促進支援を図ります。

③ 障害福祉サービス等生活支援の充実

○障害者の地域生活を支援するため、日中活動の場や居住の場、在宅福祉サービスなど、個人のニーズに応じた障害福祉サービスの充実を図ります。

○障害者の外出支援、意志疎通支援、情報提供の充実などにより、障害者の生活の充実を図ります。

○保健・医療機関と事業所との連携の充実を図り、ニーズに応じたサービスの提供に努めます。

④ 生活環境・防犯体制の整備充実

○障害者が安心して生活できる環境の整備及び障害者に十分配慮した防災支援体制づくりに努めます。

⑤ 療育・教育の連携・支援体制の充実

○障害や発達に課題のある子どもの療育・教育に関する連携・支援の充実に努めます。

⑥ 生きがい・社会参加への支援

○文化・スポーツ・レクリエーション活動等の推進、社会参加を促す支援の充実に努めます。

※市民主役と協働の視点

○地域の一員として安心・快適な日常生活及び社会生活を営むことができる「共生社会」を実現するためには、市民や事業者が障害者理解を進め、事業者は障害者雇用を推進することが求められています。

■関連する個別計画

○第2次京丹後市障害者計画（平成24年3月）

○第4期京丹後市障害福祉計画（平成27年3月）

■関連する主な事業

○デイサービス運営助成事業

○障害福祉サービス事業

○心身障害者扶養共済制度掛金助成事業

○自立支援医療事業

○通所費助成事業

○補装具事業

○障害者等手当支給事業

○地域生活支援事業

- じん臓機能障害者通院交通費助成事業
- 障害者福祉施設整備助成等事業

- 障害者就労支援事業

目標.5 お互いに支え合い、助け合うまち

<高齢者福祉>

施策 20 暮らしに生きがいのある健康長寿のまちづくり

施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、地域社会全体で支え合う体制の整備を進めます。また、高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らせる健康長寿のまちをめざします。

現状と課題

【現状】

- ・平成 28 年 4 月現在、本市は高齢化率が 34%を超えました。今後、本市の総人口は減少傾向にありますが、75 歳以上の人口は増加傾向にあり、高齢化率は年々伸びていきます。
- ・高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯の増加により、老老介護など介護力の低下や高齢者を支える地域力が低下しています。
- ・高齢化に伴い、全体的に要介護認定者数が増加傾向であり、特に要支援 1・2 の軽度者が増加しています。また、認知症に対する支援も必要となっています。
要介護認定者数：3,038 人（平成 22 年度末）→3,734 人（平成 27 年度末）
要支援 1・2 認定者数：598 人（平成 22 年度末）→869 人（平成 27 年度末）
- ・認知機能低下により成年後見制度などの活用が必要な高齢者や、高齢者虐待により措置入所などの支援が必要な高齢者などが、平成 22 年度は 25 人であったものが平成 27 年度は 57 人と高齢者の権利擁護に関する相談が増加しています。
- ・百歳以上の長寿者は、平成 22 年 4 月に 57 人でしたが、平成 28 年 4 月では 77 人と増加しています。

【課題】

- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、高齢者自身が自ら介護予防のための取り組みを実践する社会、相互に助け合いつながりをもつ社会、高齢者が高齢者を支える担い手になる社会の構築を図ることです。あわせて、介護、医療、生活支援、介護予防などのサービスの充実や連携を強化することです。
- ・介護保険制度の安定的な継続を図るため、給付と負担の均衡を図り、適正な事業運営を持続していくことです。

施策の目標

- ・高齢者に対して、保健、医療、介護、地域住民等の連携による地域包括ケア体制の構築を図り、安心して長生きできる社会の実現を図ります。
- ・高齢者に対して、いつまでも心身ともに元気で人生を過ごす生涯現役社会の実現を図り、高齢者のもつ多様な技能や能力を地域で活かせる場づくりや、生きがいを進めます。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
75歳以上人口に占める要介護認定者の割合	%	22.6	24.1	24.8
介護保険地域密着型サービス事業所数	か所	20	23	30
認知症サポーターの数（養成講座受講者の累計）	人	6,562	8,979	11,500
シルバー人材センター会員数	人	821	758	900

施策の主な内容

①介護保険・地域支援事業の推進

- 高齢者が介護を必要とする状況になっても、地域で自立した生活が継続できるよう、在宅サービスの提供を進めます。
- 高齢者一人ひとりに応じた効果的な介護予防や生活支援事業の実施に引き続き努めます。
- 施設サービスについては、在宅サービスとの連携により適正なサービス提供が可能となるよう努めます。

②地域包括ケア体制の強化

- 地域包括支援センターを中心に、高齢者と家族への相談や支援、権利擁護、ケアマネジャーへの支援等を行い、保健・医療・福祉が連携した包括的・継続的な地域ケア体制を強化します。

③高齢者への自主的活動の支援、学習機会の提供

- 地域で生きがいをづくりや健康づくりに取り組む高齢者の仲間づくりを支援します。
- 趣味や教養講座、スポーツ・レクリエーション、ボランティア活動等に高齢者が気軽に参加できる環境づくりを進めます。

④生涯現役の推進

- 誰もが健康感が良好な状態で、自立した生活を送りながら、いきいきと活動し、長寿による豊かさを実感することができる社会をめざします。

⑤長寿・地域疫学講座の実施

- 京都府立医科大学と市立弥栄病院が連携し、市内の長寿者の健康・長寿要因を解明するとともに、その研究成果を地域社会に還元し、生涯現役の百歳健康長寿のまちを実現します。

※市民主役と協働の視点

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、高齢者が自ら介護予防のための取り組みを実践し、住民が相互に助け合い、つながりを高めることが求められています。

.....

■関連する個別計画

- 第6期京丹後市高齢者保健福祉計画（平成27年3月）
- 京丹後市健康増進計画（平成19年3月）

■関連する主な事業

- | | |
|---------------|-------------------|
| ○介護保険事業 | ○長寿・地域疫学講座 |
| ○地域支援事業 | ○シルバー人材センター運営助成事業 |
| ○老人クラブ活性化支援事業 | ○老人保護措置事業 |

<市民協働・地域振興>

施 策 21 市民参画・協働によるまちづくり

施策の目的

市民が自主的に活動し、行政と協働するまちをつくります。

現状と課題

【現状】

- ・過疎化、高齢化が進展する中で、地区に所属しない住民や世帯分離による核家族化が進み、地域住民の助け合う精神が希薄化し、限界集落数の増加（平成 22 年：7 集落→平成 27 年：28 集落）により、集落自治の維持が困難な状況になりつつあります。
- ・住環境の整備や保全、防災、防犯など個人の力では解決できない問題が増えています。
- ・地域を自ら守り、つくり上げていくための行動計画を策定する地域が増加しつつあります。
地域まちづくり計画策定集落数：1 集落（平成 21 年度）→101 集落（平成 27 年度）
- ・福祉、環境、まちづくり、防災をはじめ、さまざまな分野で、ボランティア組織やNPO法人等による市民の自主的な活動が活発化しています。
（NPO法人数：平成 23 年 17 法人→平成 28 年 28 法人）
- ・市民と行政が協働を進めるため、行政が広報や市民局を通じ市民や地域に情報を提供し、施策の周知徹底を図っています。
- ・地域課題を解決するため、ビジネス的手法を用いた取組みが進んでいます。

【課題】

- ・自治活動において、地域の中長期的な計画を作成するメリットを理解してもらうことです。
- ・自治機能の強化を図るため、小規模で多機能な自治を進めることです。
- ・協働のまちづくりを一層推進し、地域のさまざまな課題解決と地域の活性化を図るため、公益活動を行うリーダーや新たな担い手を育成することです。
- ・市内の活動に終始しがちな公益活動において、当市の魅力を発信し市外活動への取組みを活発化させることにより、経済波及効果を生じさせることです。
- ・市民や地域に対し、より効率的な情報提供と、市民のニーズや意見・提言を吸い上げるための広聴活動を充実することです。
- ・若者世代が集い、議論や行動を起こす「きっかけ」となる場を設けることです。

施策の目標

- ・市民・団体に対して、自主的かつ主体的に行う自治活動を支援します。
- ・市民・団体に対して、ボランティア活動やNPO法人活動等のコミュニティ活動に係る支援を行います。
- ・市民に対して、市政の取組みの広報や、意見・提言を吸い上げる広聴活動を行います。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
地域まちづくり計画の策定件数（策定地区数）	件	23（99）	27（102）	80（155）
市民力活性化推進プロジェクト事業補助金活用新規団体数（累計）	団体	47	69	100
コミュニティビジネス応援事業（累計）	件	0	25	60
協働啓発事業	件	0	1	10
市ホームページアクセス数（月）	件	485,651	456,691	500,000
市 Facebook ファン数	人	1,653	2,714	10,000
市長とフラット座談会	回（人）	7（100）	16（254）	20（300）

施策の主な内容

①自治活動への支援

- 地域自らが考え、実行するまちづくりを推進するため、「地域まちづくり計画」の策定と事業実施を支援します。
- 地域にぎわい創り推進員等の人的支援とともに、小規模で多機能な自治の仕組みを検討し、必要な支援と強化を図ります。
- 地域と市との協働を推進するため、各町区長連絡協議会などの地域自治活動を支援します。

②コミュニティ活動への支援

- 市民が住み慣れた地域に安全で安心して暮らせるよう、自治会活動、防犯・防災活動、高齢者福祉・子育て支援活動などの円滑化を図るために、さまざまな地域コミュニティ活動を支援します。
- 公共的・社会貢献的な取組みを行う団体などを支援します。
- 協働の意識づくりや協働の環境づくりのための研修会やセミナーの開催など、市民との協働を進めるための事業を推進します。
- 地元区の拠点となるコミュニティ施設の整備・改修を支援します。

③情報共有と広報・広聴の充実

- 広報紙をはじめ、市のホームページやフェイスブック、ケーブルテレビ、FM放送（FMたんご）の行政情報番組等を通じて、行政情報を市民に積極的に提供し、市民との情報共有を図ります。
- 広報に当たっては、マスメディアの利用やSNS（※）などによる効果的かつ積極的な情報発信や共有を図ることにより、市民との双方向のコミュニケーションの強化に努めます。

※登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

- パブリックコメント、わたしの提案・意見箱、有識者会議、市長とフラット座談会、各種審議会、地区要望など、広聴に努め、市政に反映します。

④「(仮称)京丹後市未来会議」の設置

- 市の未来を担う若者世代の議論や行動を起こす場として「(仮称)京丹後市未来会議」を設置し、希望に輝く「おもろい」「おもしろえ」まちづくりを大胆に推進します。

※市民主役と協働の視点

- 地域が有するたくさんの宝を磨き上げ、誇れるまちづくりを進めるためには、「若者」、「女性」、「高齢者」など多様な市民が主役となって活躍することが求められています。
- 若者が希望に輝くまちをつくるためには、市の未来を担う若者世代の交流や意見交換、研さんなどの場である「(仮称)京丹後未来会議」等に参加し、行動を起こすことが求められています。
- 集落自治を維持・発展させるためには、市民が自治会や福祉活動団体等で構成される共同体に参加し、地域の実情や課題に応じて、多様な機能を担うことが求められています。
- 市民が主役のまちをつくるためには、「市長とフラット座談会」等の広聴の機会を通して、市民が行政に対して生の声を届けることが必要です。

.....

■関連する個別計画

- 京丹後市市民と行政の協働推進指針（平成 27 年 3 月）
- 公共施設の見直し方針（平成 24 年 9 月）（再掲）

■関連する主な事業

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ○自治組織支援事業 | ○地域にぎわい創出事業 |
| ○地域まちづくり支援事業 | ○自治宝くじコミュニティ助成事業 |
| ○地域協働型小規模公共事業（再掲） | ○京丹後市まちづくり委員会事業（再掲） |
| ○集会施設等整備事業 | ○市民協働のまちづくり事業 |
| ○市民力活性化推進プロジェクト事業 | ○花いっぱい運動推進事業 |
| ○コミュニティビジネス応援事業 | ○広報広聴事業 |
| ○ホームページ運用管理事業 | ○協働啓発学習事業 |

<人権>

施策 **22** 人権を尊重するまちづくり

施策の目的

すべての市民の人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会を築きます。

現状と課題

【現状】

- ・未だ社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、いじめや虐待などの問題があります。

人権課題に関する尊重度として、10項目（同和地区出身者・女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人・エイズ、ハンセン病患者、犯罪被害者とその家族、ホームレス、性同一性障害者）について聞いたところ、『尊重されていない』（「尊重されていない」＋「あまり尊重されていない」の合算）割合は、どの項目も10%以上で、その中でも「犯罪被害者とその家族の人権」で47.3%と最も高く、次いで、「ホームレスの人権」47.1%、「性同一性障害者の人権」37.8%の順となっている。また、前回（平成23年度調査）に比べ、「女性」「性同一性障害」「子ども」などで、「尊重されている」との回答が減少している。

平成26年実施「新京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民調査（補足調査）より

- ・毎年、人権学習会や人権講演会を実施していますが、若年層の参加者が少なく、また参加者の年齢層に偏りがあります。
- ・平成24年4月に「京丹後市犯罪被害者支援条例」を施行しています。
- ・京丹後市犯罪被害者等支援連絡会議を庁内に設置し、犯罪被害者等支援対策を推進しています。
- ・京丹後警察署と平成24年6月に「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書」を締結し、犯罪被害者等に適切な支援を行い、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に取り組んでいます。
- ・「京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター」内に市民相談室、多重債務相談支援室を併設し、相談窓口の一本化と対応のワンストップ化、支援・連携の充実を図っています。
- ・日常生活で発生する法律上の専門知識が必要な問題について、年に3回、弁護士による無料相談会を開催しています。

平成27年度相談件数（27 枠）

22 件

【課題】

- ・すべての市民が人権問題を自らの課題として捉えられるよう、人権に関する正しい理解と認識を高めることです。
- ・複雑多様化する相談に適切かつ迅速に対応できる体制を整えるとともに、潜在的に悩みを抱えている人に対し、を関係機関と連携し、支援していくことです。
- ・犯罪被害者等に関する支援策について、市民に対し犯罪被害者等への支援の趣旨の浸透を図る事です。

施策の目標

- ・市民一人ひとりに対して、自らの課題として、人権尊重の理念が深まる活動を行います。
- ・犯罪被害者等に対して、心のケア、相談体制の整備等の支援を行います。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
人権学習会等の開催回数	回	9	17	17
人権学習会等への参加者数	人	1,000	1,960	2,000
街頭啓発活動件数	件	2	9	9

施策の主な内容

①人権教育の推進

- 「京丹後市人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権尊重の精神が身につくことを目的として、関係機関・団体と連携し、人権教育に関する講演会や児童・生徒向けの映画会など人権教育の機会を提供します。

②人権啓発の推進

- 人権尊重の理念に対し市民の理解を深めることを目的として、京丹後市人権啓発推進協議会や京丹後市人権擁護委員協議会等関係団体と連携し、人権啓発に関する講演会、映画会、イベント及び人権の花運動など、人権啓発活動の推進に努めます。

③犯罪被害者への支援

- 犯罪被害者等への迅速な支援に向けて、京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター、京丹後警察署、京都府犯罪被害者サポートチーム、京都犯罪被害者支援センター、地域社会等と連携した相談機能と連絡体制の充実に努めます。
- 京丹後市犯罪被害者等支援連絡会議を開催し、警察からの情報提供や犯罪被害者等の支援ニーズを基に、支援に関する施策の検討及び調整を行います。
- 犯罪被害者等支援制度の周知に努めます。

※市民主役と協働の視点

- すべての市民の人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会を構築するためには、市民が人権に関する正しい理解と認識を高める必要があります。

.....

■関連する個別計画

- 京丹後市人権教育・啓発推進計画（平成 21 年 3 月）
- 京丹後市いじめ防止等基本方針（平成 26 年 6 月）
- 京丹後市教育振興計画（平成 27 年 3 月）

■関連する主な事業

- | | |
|---------------|------------------|
| ○人権教育事業 | ○法律・市民相談事業 |
| ○人権啓発推進事業 | ○くらしとしごと寄り添い支援事業 |
| ○人権啓発推進団体等負担金 | ○犯罪被害者等支援事業 |

<男女共同参画>

施策 23 男女共同参画社会の構築

施策の目的

男女が互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を構築します。

現状と課題

【現状】

- 男女共同参画社会の構築に向け、男女共同参画セミナーやカウンセラーなどの相談体制の整備等を行っています。
- 男女共同参画セミナーへの若年層の参加が少なく、また参加者の年齢層に偏りがあります。
- 平成 26 年に実施した市民意識調査では、「雇用・人材登用面での男女格差」や「女性の家事・育児・介護負担と男性の長時間労働」、「ドメスティック・バイオレンス」の問題などが依然として残っていることがうかがえます。

◎「職場で男性の方が優遇されている」と感じている人の割合

平成 22 年度	平成 26 年度	増減
49.0%	60.1%	11.1%

◎「平日 2 時間以上家事に従事している」男女の割合

	平成 22 年度	平成 26 年度	増減
男	8.2%	12.6%	4.4%
女	61.5%	64.6%	3.1%

※男性は 4.4 ポイント増加しているが、依然として男女差が大きい。

◎「平日 8 時間以上仕事に従事している」男女の割合

	平成 22 年度	平成 26 年度	増減
男	65.3% うち、8 時間以上 10 時間未満 28.7% うち 10 時間以上 36.6%	51.0% うち、8 時間以上 10 時間未満 25.2% うち 10 時間以上 25.8%	▲14.3%
女	57.4% うち、8 時間以上 10 時間未満 35.7% うち 10 時間以上 21.7%	36.4% うち、8 時間以上 10 時間未満 25.7% うち 10 時間以上 10.7%	▲21.0%

(学生・家事専業・無職を除く)

※男女とも数値は改善しているが、男性の 4 人に 1 人は 10 時間以上仕事に従事している。

◎男女を問わず「配偶者等から暴力を受けたことがある」答えた人の割合

平成 22 年度	平成 26 年度	増減
7.2%	6.0%	▲1.2%

※数値は改善しているが、依然として DV 被害者が存在している。

- 平成 23 年に京丹後市男女共同参画条例を施行しています。
- 平成 28 年 3 月に第二次京丹後市男女共同参画計画ーデュエットプランⅡーを策定し、女性の活躍による豊かな地方創生のまちづくりを推し進めています。

【課題】

- ・男女共同参画社会実現のために、年代に応じた段階での意識啓発を進めていくことです。
- ・多くの参加者が興味を持てるよう、啓発事業内容のテーマ選定等を工夫することです。
- ・男女共同参画推進やDV（ドメスティック・バイオレンス）防止について、効果的な広報活動により、幅広く市民への周知を行うことです。
- ・女性等が相談できる窓口の存在について広報・周知することです。

施策の目標

- ・すべての市民に対して、セミナー等の開催により啓発活動を行います。
- ・市内の女性に対して、相談・支援の充実を図ります。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
女性相談の充実（月）	回	3	3	4
男女共同参画セミナーの開催（年）	回	5	4	6
審議会等における女性委員比率	%	25.7	26.0	40.0

施策の主な内容

①互いを認め合う意識づくり

- 男女共同参画セミナー等の開催により、意識啓発活動の充実に努めます。
- あらゆる暴力（DV）の根絶に向け、啓発、相談体制の充実を努めます。

②男女が働きやすい条件づくり

- 事業所調査等の実施により現状を把握し、性別にとらわれず、能力と意欲に応じて働くことができる職場づくりに向けて、事業主への啓発に努めます。

③あらゆる分野における男女共同参画の推進

- 仕事と家庭、地域生活との調和が図られるよう、意識啓発活動の充実を努めます。
- 市民の意見・要望等を伝える審議会の委員等に女性登用を推進します。

※市民主役と協働の視点

- 性別を問わず、市民主役のまちをつくるためには、市民や事業者が男女共同参画の基本理念に対する理解を深め、男女が互いの人権を尊重することが必要です。

■関連する個別計画

- 第二次京丹後市男女共同参画計画 「デュエットプランⅡ」（平成28年3月）

■関連する主な事業

- 男女共同参画推進事業

<国際・広域連携>

施 策 24 国際交流・多文化共生と広域連携の促進

施策の目的

幅広い分野における国際交流を推進し、多文化共生社会の実現をめざすとともに、他の自治体等との広域連携を促進します。

現状と課題

【現状】

- ・ 現在（平成 28 年 5 月時点）、540 人の外国人（うち約 160 人は米軍関係者）が京丹後市に在住しています。（主な出身国：フィリピン：112 人、韓国：85 人、中国：84 人）
- ・ 多文化共生推進プランに基づき市国際交流協会が中心となり、各種交流事業や日本語指導等を行っています。
- ・ 市内の案内板や観光パンフレット等の外国語の併記や、本市の観光地等を案内する観光・通訳ボランティアの養成に努めています。
- ・ 「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用して、国際交流員を任用しています。
- ・ 中国亳州市と友好都市締結協定（平成 18 年 10 月）を結んでいます。
- ・ 米国マサチューセッツ州マンチェスター・バイ・ザ・シー町のマンチェスター・メモリアル小学校と島津小学校が交流を推進しています。
- ・ 京都府最北端の本市と最南端の木津川市が友好都市盟約（平成 20 年 1 月）を締結しています。
- ・ 尼崎市と災害時相互応援に関する協定及び産業交流等の推進に関する確認書（平成 26 年 7 月）を結んでいます。
- ・ 平成 18 年度から豊岡市と連携し、但馬・丹後地域の一体的な発展をめざし、合同会議を開催しています。
- ・ 平成 26 年度から京都府北部 5 市 2 町による「京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会」を組織し、観光振興等、広域連携による取組みを進めています。
- ・ 全国の 10 大学と連携して「京丹後市夢まち創り大学」を組織し、フィールドワークを通して、地域課題の解決や地域活性化に向けた取組みを進めています。

【課題】

- ・ 日本語を指導するボランティアを増加するとともに、各種情報の多言語化を進めるなど、市内在住の外国人も地域社会の一員として参画できるような環境整備を進めることです。
- ・ 国際感覚を持ちグローバル社会で活躍できる人材を育成することです。
- ・ 「京丹後市夢まち創り大学」の活動内容を周知し、取組む人や地域を増やすことです。

施策の目標

- ・市内在住の外国人に対して、言語面、文化面で安心して暮らせるよう支援します。
- ・市民に対して、多文化共生の理解が深まる機会（イベント開催等）を提供します。
- ・共通の地域課題をもつ自治体等に対して、課題解決に向けた取組みを提案します。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
日本語指導ボランティア登録者数	人	30	36	60
多言語版生活ガイドブックの作成（現在は日本語のみ）	言語	0	1	3
多文化共生推進に係るイベント等の開催	回	3	1	5
翻訳ボランティア登録者数	人	3	5	10
姉妹・友好都市提携締結数	都市	1	1	2
京丹後市夢まち創り大学への参画大学数	大学	0	10	15

施策の主な内容

①国際交流の推進

- 国際交流協会の活動を支援することにより、多文化共生のまちづくりを推進します。
- 市民の多文化共生への意識を高めるとともに、グローバル人材を育成するため、新たな友好都市提携を進めます。（施策26再掲）
- 市民の国際感覚を養うため、市内在住外国人及び外国人と市民との交流機会を増やします。

②多文化共生・国際化に対応したまちづくり

- 日本語指導や外国語表記による案内など、外国人市民が安心して生活できる環境整備を進めます。
- 多文化共生の理解を深めるイベントや研修会等を開催し、幅広い世代の市民への浸透を図ります。

③地域間及び広域連携の促進

- 地域間の共通課題の解決を図り、連携事業による経済効果を高めるため、地域間の連携を進めます。
- 京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会、友好都市の木津川市、豊岡市、尼崎市、山陰海岸ジオパーク推進協議会等との連携を推進します。

④京丹後市夢まち創り大学の活動支援

- 大学側は、京丹後市内をフィールドとした学生の実践的な教育を進め、地域側は、学生・教授との交流や学びを通じた地域の活性化やにぎわい作りを進めるための「夢まち創り大学」の活動（大学と地域のコーディネート業務等）を支援します。
- 多くの大学やゼミが「夢まち創り大学」の活動に参加できるように、交通手段や宿泊に関する支援を行います。

※市民主役と協働の視点

- 外国人市民も地域社会の一員ととらえ、お互いに認め合える社会をつくるためには、市民が国際交流活動の場に積極的に参加するなど、多様な文化や価値観にふれることが求められています。
- 地域を担う国際的な視野等をもった人材を育てるためには、市民が国内の他地域や外国の町、大学等高等教育機関との交流に積極的に参加することが求められています。

.....

■関連する個別計画

- 京丹後市多文化共生推進プラン（平成 27 年 3 月）
- 京丹後市地域再生計画

■関連する主な事業

- 国際交流・多文化共生推進事業
- 地域間交流推進事業
- 児童生徒国際交流事業
- 夢まち創り大学運営事業

<子育て支援>

施策 25 子育て支援の総合的な推進

施策の目的

すべての子育て世代が安心して育児ができ、すべての子どもたちが健やかに明るく成長できる環境をつくります。

現状と課題

【現状】

- ・近年、年間の出生数は400人を下回り、少子化が急速に進行しています。
(平成15年度523人、20年度453人、25年度369人、26年度378人、27年度362人)
- ・保育所・幼稚園は年間1,619人(H28)の利用があり、一体化施設の整備、民営化によるサービス拡充等により、低年齢児を中心に利用が増加の傾向にあります。(H26/H28比、76人増) 待機児童は0人です。
- ・放課後児童クラブ(待機児童0人)や、病後児保育など、多岐にわたる子育て支援を行っています。
- ・3歳児のう歯(むし歯)保有率は、年々減少傾向にありますが、全国・京都府に比べると保有率は高くなっています。(H26京丹後市21.1%、京都府17.3%)。
- ・乳幼児健診、歯科教室、フッ素洗口事業等の母子保健事業の充実に取り組んでいます。
- ・「子育て世代包括支援センター」を開設し、育児等に関する切れ目のない支援を行っています。

【課題】

- ・子育てと仕事の両立支援のため、ニーズに応じた教育・保育を充実させることです。
- ・育児不安の解消や児童虐待の防止のため、見守りや相談体制の充実、近所・地域ぐるみの子育て支援など、安心して子育てができる環境をつくることです。
- ・健康な子どもを産むため、安心して出産ができる支援を充実させることです。
- ・乳幼児期からの歯科保健と食育の推進を図ることです。
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援やさまざまな生活支援を充実させることです。

施策の目標

- ・子育て世代に対して、地域の中で、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て環境日本一をめざし、子育て支援サービスのさらなる充実を図ります。
- ・妊娠期から乳幼児期の母子に対して、母子保健事業等の充実を図ります。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
幼稚園・保育所待機児童数ゼロの継続	人	0	0	0
放課後児童クラブ待機児童数ゼロの継続	人	0	0	0
民営化保育所設置数	か所	2	2	4
むし歯のない3歳児の割合	%	77.9（H25）	84.8（H27）	90.0
妊婦歯科健診受診率	%	19.2（H25）	20.0（H27）	40.0
乳幼児全数実態把握の継続	%	100（H25）	100（H27）	100

施策の主な内容

①安心して生み育てられる環境の整備

- 子育てに関する相談体制の整備・充実と情報提供に取り組めます。
- 放課後児童クラブ、保育所・幼稚園一体化施設の運営、病後児保育、利用者支援事業など、多岐にわたる子育て支援サービスの充実を図ります。
- ひとり親家庭への支援の充実に努めます。

②地域や社会で子育てを支える環境づくり

- 地域において子育て支援に協力する人を増やします。
- 関係機関と連携し、児童虐待の防止、早期発見に取り組めます。
- 従来の乳幼児、児童生徒に加え 18 歳年度末までの子どもの医療費の自己負担金の一部の給付・助成を図るなど次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備に努めます。

③母子保健の推進

- 子育て世代包括支援センターの運営を通して、妊娠期からの関わりを充実し、健康な子どもを生むための支援を行います。
- 健康診査や歯科健診、相談事業等を通じて乳幼児の健康管理の充実に努めます。
- 健全な食生活を確立するため、食育を推進します。

※市民主役と協働の視点

- 「子育て環境日本一のまち」をつくるためには、保護者同士が交流を図るなど、市民が地域において子育て支援に協力することが求められています。

■関連する個別計画

- 京丹後市教育振興計画（平成 27 年 3 月）
- 京丹後市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月）
- 京丹後市次世代育成支援対策行動計画<後期計画>（平成 22 年 3 月）
- 京丹後市健康増進計画（平成 19 年 3 月）
- 京丹後市食育推進基本方針（平成 26 年 3 月）
- 第 2 次京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 26 年 4 月）
- 第 2 次京丹後市保育所再編等推進計画（平成 29 年 4 月（予定））

■関連する主な事業

- 延長保育事業
- 子育て短期支援事業

- 一時預かり事業
- 利用者支援事業
- 放課後児童健全育成事業
- 病児・病後児保育事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 妊婦健康支援事業
- 子ども医療事業
- 児童扶養手当等支給事業
- 母子家庭等対策総合支援事業

- ファミリーサポートセンター事業
- 幼稚園保育所運営事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 未熟児養育医療事業
- 養育支援訪問事業
- 乳幼児健康診査事業
- ひとり親家庭医療事業
- 児童手当支給事業
- 子育て世代包括支援センター事業

<学校教育>

施策 **26** 未来を拓く学校教育の充実

施策の目的

- ・学力が着実に向上し、豊かな人間性を育む教育環境をつくります。

現状と課題

【現状】

- ・少子化に伴い、児童生徒数の減少による学校の小規模化が進行しています。
(児童生徒数：平成 16 年度（合併時）6,190 人 ⇒ 平成 28 年度 4,347 人)
- ・一定規模の児童生徒数・学級数を確保するため、学校再配置事業に取り組んでいます。
- ・平成 24 年度に「京丹後市の学校教育改革構想」を策定し、就学前から中学校修了までの系統立った教育を行うため、「小中一貫教育」の推進に取り組んでいます。
- ・学習環境を整えるため、市内学校施設の空調化を進めています。

【課題】

- ・グローバル化や情報化等、変化の激しい社会において、知識や技能のみならず、思考力や判断力、表現力等に加え、学校内外の多様な人々と協働しながら主体的に課題を解決する力を養うことです。
- ・子どもたちの学びを支える教員の授業力の向上と学級経営力を高めることです。
- ・学校園・家庭・地域が育みたい子ども像や課題を共有し、連携・協働して子どもの教育環境づくりに取り組むことです。
- ・学習環境の改善と学校施設を計画的に維持管理することです。

施策の目標

- ・就学前の子どもに対して、幼児期にふさわしい遊びを通して、心豊かで健やかに成長できる幼児教育を展開します。
- ・小学校から中学校修了までの児童生徒に対して、小学校と中学校がめざす子ども像を共有して進める小中一貫教育を推進します。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
全国学力・学習状況調査の各教科の平均正答率	%	—	中3数B（-0.8） その他全国平均以上（H27）	全教科 全国平均以上
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	%	小 81.4 中 70.0	小 87 中 69（H27）	小 95 以上 中 90 以上
学校の授業時間以外の勉強時間が1時間以上の児童生徒の割合	%	小 73.2 中 50.6	小 78 中 50	小 80 以上 中 70 以上
市立小中学校の普通教室の空調化	%	小 16.4 中 36.7	小 35.3（H27） 中 100	小 100 中 100
認知されたいじめの年度内解消率	%	小 92.5 中 95.8	小 100 中 100（H27）	小 100 中 100

施策の主な内容

①学力の着実な向上

- 就学前から中学校修了までの10年間を一体として捉え、保育所・幼稚園、小学校及び中学校が目標や指導方法を共有しながら緊密に連携して進める小中一貫教育を推進します。
- 全国学力・学習状況調査等の学力診断をもとに、児童生徒の学力状況をきめ細かく把握・分析し、児童生徒一人ひとりに応じた学習指導を行います。
- 教職員としての資質を高め、指導力の向上を図るため、研修機会の充実を図ります。
- 家庭学習の啓発を進め、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の定着に向け取組みます。

②豊かな人間性・社会性の育成

- 学校園・家庭・地域が子どもたちの生活実態や課題を共有し、規範意識や社会性を高める教育を推進します。
- 丹後の歴史・文化を学ぶ「丹後学」等、地域の資源や人材を活用した教育を推進します。
- 問題行動、いじめ、不登校の未然防止、早期発見、早期解決に努めます。
- 特別な支援を要する児童・生徒のより良い教育を行うため、各学校の特別支援教育の推進体制を強化します。
- 国際社会に生きる子どもたちの基礎的な能力を育成するため、小学校低・中学年の英語に親しむ活動や国際理解教育を推進します。
- 市民の多文化共生への意識を高めるとともに、グローバルな人材を育成するため、新たな友好都市提携を進めます。（施策24再掲）

③子どもの安全・安心の確保

- 学校施設の空調化やトイレの洋式化を進めるとともに、施設の老朽化に対応し、計画的な維持管理を行います。
- 登下校時における見守りなど、家庭や地域と連携し、子どもの安全確保に努めます。

※市民主役と協働の視点

- 地域や郷土への愛着を深め、誇りを培う教育を進めるためには、「学校支援ボランティア」等の活動を通して地域の魅力を伝えるなど、市民が地域の教育活動をサポートすることが求められています。

.....

■関連する個別計画

- 京丹後市学校教育改革構想（平成 24 年 11 月）
- 京丹後市いじめ防止等基本方針（平成 26 年 6 月）
- 京丹後市学校再配置基本計画（平成 22 年 12 月）
- 京丹後市教育振興計画（平成 27 年 3 月）

■関連する主な事業

- | | |
|---------------|--------------|
| ○学校安全対策事業 | ○学校情報化推進事業 |
| ○小・中学校通学対策事業 | ○学校再配置事業 |
| ○就学支援・教育相談事業 | ○小中一貫教育推進事業 |
| ○教育のまちづくり推進事業 | ○いじめ防止推進事業 |
| ○児童生徒国際交流事業 | ○小・中学校施設整備事業 |

<社会教育>

施策 27 多様な学びを支援する社会教育の充実

施策の目的

市民が生涯にわたり多様な学習・スポーツ機会を自ら選択して学び、生きがいをもって生活することができる社会をつくります。

現状と課題

【現状】

- ・ 少子高齢化に対応するため、家庭教育支援事業及び高齢者大学を開催しています。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
高齢者大学（回）	588	619	638

- ・ 地域の学習と交流活動の拠点として、地域公民館活動を進めています。
- ・ 自主的・自発的な学習の場を保障するため、図書館の蔵書の確保を進めています。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
蔵書数（点）	271,482	279,108	286,313

- ・ 自主的な社会教育団体の育成・支援を進めています。
- ・ 社会教育活動を推進するため、社会教育・スポーツ施設の維持・管理に取り組んでいます。
- ・ ホームページ等を活用した各種社会教育・スポーツ事業の情報を提供しています。

【課題】

- ・ 社会教育活動を促進するため、地域公民館、公共スポーツ施設の利用申請受付時間を拡大するなど、利便性を高めることです。
- ・ 図書館において多様な学習機会を提供するため、市民が本に関心を寄せる広報啓発活動を強化することです。

施策の目標

- ・ 市民に対して、多様な学習機会や社会教育活動の場を提供します。
- ・ 市内自治組織や関係団体に対して、交流機会の創出活動や社会教育活動への支援を行います。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
地域公民館施設の利用回数	回	5,619	5,739	7,000
市民1人当たりの年間図書貸出数	冊	5.2	5.65	7.0
公共スポーツ施設の利用回数	回	11,829	13,820	14,000

施策の主な内容

①市民の学習と交流機会の充実

- ライフステージに応じた学習及び交流機会の提供を進めます。
- 身近な場での交流を促進するために、自治組織と連携した自治公民館活動を支援します。
- ホームページ等を活用し、各種事業の情報を効果的に提供します。

②市民の自主的な社会教育活動の促進

- 自主的かつ継続的な社会教育活動を進める関係団体の育成・支援を行います。

③社会教育・社会体育施設の整備及び運営の強化

- 身近な地域の学習拠点である公民館・図書館等社会教育施設の充実を図ります。
- 身近な健康・体力づくりの拠点である社会体育施設の充実を図ります。

④暮らしに息づく「スポーツ文化の都 京丹後市」の創造

- 生きがいとしての生涯スポーツや観光分野との連携を深めた多面的なスポーツの展開を図ります。

※市民主役と協働の視点

- 社会教育を充実させ、生きがいをもって生活することができる社会をつくるためには、市民が生涯にわたり多様な学習・スポーツ機会を自ら選択して学び、地域の交流の場へ積極的に参加することが求められています。

■関連する個別計画

- 京丹後市教育振興計画（平成27年3月）
- 京丹後市子どもの読書活動第二次推進計画（平成26年6月）
- 京丹後市スポーツ推進計画（平成26年3月）

■関連する主な事業

- 青少年教育事業
- 高齢者教育事業
- 芸術文化事業
- 図書館管理運営事業
- 地域スポーツ推進事業
- 家庭教育事業
- 公民館管理運営事業
- 社会教育施設管理運営事業
- 社会体育施設管理運営事業

<芸術・文化>

施策 28 **芸術・文化を活かしたまちづくりの推進**

施策の目的

貴重な古代丹後王国などの歴史文化遺産や自然遺産を学習と観光の両面で活かすまちをつくれます。

現状と課題

【現状】

- ・地域の歴史が対象の文化財セミナーや歴史の専門家である京丹後史博士育成講座等、市民を対象にした講演会を開設し、丹後の歴史を伝えています。
- ・資料館・文化館を活用して古代丹後王国と鳴き砂など丹後の文化財を知り、美しい自然を体感し、丹後の魅力を発信しています。
- ・古代丹後王国の史跡の管理や建造物等の修繕など文化財の保全に努めています。
- ・小中学校に丹後の歴史・文化を学ぶ「丹後学」を導入して普及に努めています。
- ・市民と行政が協働し、より多くの市民が文化・芸術活動に親しむ機会の充実を図っています。
- ・文化団体の育成・支援を行っています。
- ・市民の文化活動の場である施設の維持・管理に取り組んでいます。

【課題】

- ・網野銚子山古墳等史跡の整備など丹後の歴史資産を守り、京丹後市史編さん事業の成果資料を観光資源として活用していくことです。
- ・魅力あるセミナーや講座等を計画し、各世代に丹後の歴史と文化財への理解と郷土への愛着を浸透させることです。
- ・資料館・文化館の常設展示内容の拡充・更新、各種の企画展示、特別展示の開催等を通じて、入館者を増加させることです。
- ・丹後は太刀振り、三番叟、風流踊り等の民俗芸能の宝庫であり、伝統芸能を伝えていくことです。
- ・市民や文化団体の自主的な文化芸術が継続・発展するために、市民の参画を促すことです。

施策の目標

- ・市民と観光客に対して、歴史文化・芸術に親しみをもってもらう取組みを進めます。
- ・市民や文化団体に対して、自主的な文化・芸術活動を支援します。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
文化財関連事業への参加者数（文化財行政）	人	1,468	1,169	1,700
資料館・文化館の入館者数	人	13,808	17,026	18,000
文化芸術事業の開催回数	回	70	68	100
京丹後史博士の認定者数	人	50	61	120

施策の主な内容

①文化的資源の保存と活用

- 地域の文化財を守り、その歴史を後世に伝えるとともに、伝統芸能等の保存・継承に努めます。
- 「丹後王国」とも称される古代丹後等の歴史や文化財の魅力や価値を発信し観光資源として活用するとともに郷土への愛着と誇りを培います。
- 京丹後市史編さん事業の成果資料の普及と啓発を図るとともに、今後の地域づくり等への活用を進めます。
- 市民や観光客が関心を寄せる文化財セミナー、歴史講演会の実施や講座を開設します。
- 網野銚子山古墳などの史跡の整備を図り、維持管理や公開に努め、観光資源として活用します。

②文化芸術に触れる機会の充実

- 資料館・文化館施設の充実を図るとともに、市民や観光客が関心を寄せる展示会を開催し、文化財や丹後の美しい自然を発信します。
- 市内外の幅広い世代に対して、文化・芸術関連イベントのPR活動に取り組みます。

③文化・芸術活動への支援

- 市民や文化団体が企画・参加する舞台、芸術活動を支援します。

※市民主役と協働の視点

- 歴史ある伝統芸能や芸術・文化を活かしたまちづくりを進めるためには、市民がその魅力に触れ、親しむことで感性を磨き、次代を担う子どもたちに継承していくことが求められています。

■関連する個別計画

- 京丹後市教育振興計画（平成27年3月）
- 京丹後市文化財マスタープラン（平成18年10月）
- 国史跡網野銚子山古墳整備基本計画（平成23年3月）

■関連する主な事業

- 遺跡調査及び史跡整備事業
- 文化財保護啓発事業
- 芸術文化事業
- 網野銚子山古墳整備事業
- 文化のまちづくり推進事業
- 文化施設整備事業

<行財政>

施策 29 **効率的・効果的な行財政運営**

施策の目的

市民満足度の向上と持続可能な行財政運営を実現します。

現状と課題

【現状】

- ・市は、普通交付税や合併特例債など、平成31年度までの合併特例措置を活用していますが、特例措置終了後の歳入に見合った財政規模への転換に向け、確実に行財政改革を断行しなければならない状況にあります。
- ・第3次行財政改革大綱で掲げる
 - ①「市民とともに進める協働のまちづくり」
 - ②「市民から見た行政満足度の向上」
 - ③「市民のための効率的・効果的な行政運営」
 - ④「市民が安心できる健全な財政運営」の4項目の実現をめざし、第3次行財政改革推進計画に基づき取り組んでいます。

【課題】

- ・人口減少・少子高齢化社会の急速な進展や市民ニーズの多様化・高度化などの社会の変革に的確に対応できるよう、行政も常に改革を進めることです。
- ・職員の人材育成や活躍できる職場環境づくり等を通して、地域の特色を活かした自主的・自律的な行財政運営を進めることです。
- ・市債借入の増加は、後の公債費負担の増加につながり、財政構造を硬直化することにもつながりかねないため、活用の適否など、市債借入額の抑制に配慮することです。

施策の目標

- ・市民や地域団体等との協働により、地域課題の解決や地域資源の有効活用などに向けた取組みを進めます。
- ・市民に対して、真に必要で、良質かつ利便性の高い行政サービスの提供などにより、市民満足度の向上をめざします。
- ・市役所内において、組織の機能向上と効率化、職員人件費の適正化、事務事業の最適化などを推進します。
- ・市民に対して、行政サービスを安定的・継続的に提供していくため、将来にわたって市民が安心できる健全な財政運営を実現します。

めざす目標値

指標名	単位	計画策定時（H26）	現状値（H28）	目標値（H36）
市民満足度調査結果 （満足度指数が中間値以上の項目の割合）	%	56.3（H25）	56.3（H25）	100
市民満足度調査結果（満足度指数が上昇した項目の割合）	%	87.5（H25）	87.5（H25）	100
長時間労働者数（年間 360 時間以上の時間外勤務）	人	58（H25）	60（H27）	0
女性管理職員数（病院等医療職及び幼稚園・保育所を除く）	人	13	21	25
市債借入額	億円	32.4（H27）	32.4（H27）	20
公債費	億円	47.5（H27）	47.5（H27）	40
市税収納率	%	94.1（H25）	95.3（H27）	95.5

施策の主な内容

①市民とともに進めるまちづくり

- 積極的かつ効果的に市政情報を提供するとともに、市民が市の計画策定や評価に主体的に関わる取組みを推進し、市民意見の積極的な聴取と市政への反映に努めます。
- 各種団体等との既存の協定や連携を継続・充実させるとともに、新たな協定・連携を推進します。
- また、他の自治体との連携を強化し、相互協力の上、行政サービスを効率的・効果的に提供するとともに、行政課題に対して効果的に取組みます。

②市民満足度の高い行政運営と人材育成

- 延長窓口などの便利なサービスの周知に努め、利用促進を図るとともに、電子申請、電子入札の導入など、新たな利便性の高い行政サービスの拡充に向けた検討を進めます。
- 各種研修や職員提案制度の推進等に取り組み、職員の能力や意欲、公務品質の向上、コンプライアンス（法令や社会規範、公務員倫理の遵守）の徹底を図ります。
- 人事評価結果を有効に活用して人材育成を図ります。

③効率的・効果的な行政運営の推進

- 効率的・効果的な組織体制の構築、職員任用の工夫や人材派遣の活用、事務事業の最適化の推進などにより、組織機能の維持・向上を図ります。
- 市民の利便性を確保し、市民との協働を推進するため、市民局の機能について、絶えず検討していきます。
- 職員の能力を最大限発揮できる職場環境や雰囲気づくりを進めます。
- 職員数と職員給与等の国に準じた適正化に努め、職員人件費の適正化を維持します。
- 補助金等について、公益上の必要性の観点から見直しを進め、適切な制度運用と歳出の抑制を行います。
- 公共施設の廃止、統合、移譲などの抜本的な見直しを計画的に進めるとともに、その効率的・効果的な管理・運営に努めます。

④持続可能な財政運営の推進

- 将来にわたって、安定した行政サービスを提供していくため、積極的な財源の確保や受益者負担の適正化に取り組めます。
- 財政規模のスリム化や地方公営企業会計と特別会計の経営健全化の取り組みを進め、合併特例措置終了後の歳入に見合った事業規模への転換に取り組めます。
- 予算の内容や財政状況を市民に分かりやすく積極的に公開することで、透明性の高い財政運営を推進します。

※市民主役と協働の視点

○市民が満足し、主役となるまちをつくるためには、市民が行政に対して生の声を届けることが必要です。

■関連する個別計画

- 第3次京丹後市行財政改革大綱（平成26年12月）
- 第3次京丹後市行財政改革推進計画（平成27年3月）
- 京丹後市定員管理計画（平成29年1月）予定
- 京丹後市職員人材育成基本方針（平成29年3月）予定
- 京丹後市アウトソーシング推進に関する指針（平成27年3月）
- 京丹後市市民と行政の協働推進指針（平成27年3月）
- 京丹後市組織・機構編成方針（平成27年3月）
- 補助金等に関する基本方針（平成27年3月）
- 公共施設の見直し方針（平成27年3月）
- 公共施設等総合管理計画（平成27年4月）

■関連する主な事業

- | | |
|------------|----------------|
| ○行財政改革推進費 | ○ふるさと応援寄付金推進事業 |
| ○職員研修会事務 | ○職員派遣研修事務 |
| ○文書・例規関係事務 | ○公務品質向上推進経費 |
| ○財政管理事務 | ○会計管理事務 |
| ○財産取得・管理事業 | ○庁舎管理事業 |
| ○庁舎整備事業 | ○入札・契約事務 |

- 賦課徴収費
- 固定資産評価審査委員会事務

- 監査委員事務